

厚生文教常任委員会

平成31年3月14日

葛城市議会

〃	補佐	西川	賢
〃	補佐	石岡	千寿
子育て福祉課長		井上	理恵
〃	補佐	新澤	健嗣
長寿福祉課長		森井	敏英
〃	補佐	高橋	勝英
こども・若者			
サポートセンター所長		川崎	圭三
〃	補佐	西川	恵津子
健康増進課長		岩永	睦治
〃	補佐	倉田	千春
教育部長		岸本	俊博
教育委員会理事兼			
学校教育課長		吉川	正人
教育総務課長		吉井	忠
学校給食センター所長		吉村	和則
中央公民館長		油谷	知之
〃	補佐	芳仲	栄治
体育振興課長		白澤	真治
新庄文化会館長兼			
當麻文化会館長		竹内	和代
〃	補佐	安川	賢明
上下水道部長		西口	昌治
下水道課長		井邑	陽一
〃	補佐	野地	幸一郎
水道課長		福森	伸好
〃	補佐	西川	康光
収納促進課長		和田	善弘

6. 職務のため出席した者の職氏名

事務局長		中井	孝明
書記		吉村	浩尚
〃		高松	和弘
〃		吉留	瞳

7. 付議事件（付託議案の審査）

議第4号 葛城市国民健康保険税条例の一部を改正することについて

- 議第5号 葛城市ひとり親家庭等医療費助成条例等の一部を改正することについて
- 議第6号 葛城市乳幼児等医療費助成条例の一部を改正することについて
- 議第7号 葛城市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正することについて
- 議第8号 葛城市水道法施行条例の一部を改正することについて
- 議第9号 葛城市・広陵町介護認定審査会共同設置規約の変更について
- 議第10号 平成30年度葛城市一般会計補正予算（第6号）の議決について
- 議第11号 平成30年度葛城市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）の議決について
- 議第14号 平成30年度葛城市後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第1号）の議決について
- 議第12号 平成30年度葛城市介護保険特別会計補正予算（第3号）の議決について
- 議第13号 平成30年度葛城市下水道事業特別会計補正予算（第2号）の議決について
- 議第15号 平成30年度葛城市水道事業会計補正予算（第2号）の議決について

調 査 案 件（所管事項の調査）

- （1）ゴミの減量化に関する諸事項について
- （2）学校給食に関する諸事項について
- （3）磐城小学校附属幼稚園周辺一帯整備について

開 会 午前9時30分

内野委員長 ただいまの出席委員は7名で、定足数に達しておりますので、これより厚生文教常任委員会を開催いたします。

皆様、おはようございます。定例会中、皆様にはお忙しい中ご参集を賜り、ありがとうございます。厚生文教常任委員会に付託されております12議案、しっかりと皆様のご協力のもと審議をさせていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

発言される場合は必ず挙手をいただき、指名をいたしますので、マイクの発言ボタンを押してからご起立をいただき、必ずマイクを近づけてからご発言されるようお願いいたします。

委員外議員の出席の紹介をさせていただきます。増田議員、梨本議員。

それでは、ただいまより本委員会に付託されました付議事件の議事に入ります。

初めに、議第4号、葛城市国民健康保険税条例の一部を改正することについてを議題といたします。

本案につきまして、提案者の内容説明を求めます。

松村市民生活部長。

松村市民生活部長 市民生活部の松村でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

ただいまご提案いただきました議第4号、葛城市国民健康保険税条例の一部を改正することについてご説明申し上げます。

本案につきましては、持続可能な医療保険制度を構築するため、国民健康保険法及び地方税法が改正されまして、奈良県では、平成36年度の県内統一税率に向けまして、段階的に税率を改正するものでございます。奈良県におきましても、平成31年度の国民健康保険税事業費納付金が決定されました。葛城市は、これにつきまして、納付金に見合う額に税率を改正するものでございます。

条例改正を説明させていただく前に、県の方でどういう形で納付金が決まってきたかという形でございます。お手元に3枚の資料の方をつけております。1枚目の方でございます。これにつきましては、平成30年1月25日にご提示させていただきました数字でございますので、この1枚目につきましては変更はございません。2枚目につきましては、平成31年1月、県が算定しました葛城市の内容でございます。1枚目の方を見ていただきますと、1枚目の一番下段のところに保険料方針ベースという形で、県の方が示しております平成30年から平成36年の1人当たりの税額が載っております。平成31年度を見ていただきますと、9万427円が県の示す保険料ベースでございます。

資料の2枚目に示されているちょうど中段でございます。(A)と(B)とでございます。(A)の方が本来のあるべき姿でございますけれども、葛城市は、県の方から激変緩和措置をいただいておりますので(B)のところに当たるわけでございます。列No.391人当たり計画納付金額ということで、合計で9万427円というので、1枚目の先ほどの示された数字と変更はございません。今回、県の方から来てる数字としましては、世帯数が上段の右の方に、世帯数4,796件、先ほどの(B)のところで被保険者が9,035人、これが県が推計しておりま

す葛城市の世帯数、被保険者数ということで、それから求めた数字でございますけれども、計画の納付金額が（B）の真下でございます。8億1,700万7,945円が来年度、県の方に納める金額でございます。これに基づきまして、県の方が標準税率と保険料率というのを示しております。それが一番下段のところにある数字でございますけれども、葛城市の方ではこの標準保険料率を使わずに、資料の3枚目でございます。平成36年度に向けまして示させていただいた税率というのが、左の表のちょうど中段、3表でございます。平成29年から平成36年まで記載しておりますけれども、これが昨年度決めました平成36年までの引き上げの計画の数字でございます。この税率を使って、今年県の方から通知をいただきました被保険者数、世帯数、それに合わせまして税率を試算しました。試算した数字が4表で帯をかけております平成31年、これでいきますと医療分、支援分、介護分合わせまして全体でございますけれども、8億2,121万5,000円という形のシミュレーションが出ました。このシミュレーションに使用した所得といいますのが、去年10月に、現在国保におられます方々の所得を使用しまして算出したものでございます。この中でそれを一番左の第5表でございます。医療分、支援分、介護分、おのおの収納率を94%という形で試算しました。それによりますと、右の第2表になります。左の5表の平成31年のところで8億7,612万4,544円ということになりまして、県から求められている数字との差額といたしましては、一番右の6表でございます。H31というところで420万7,000円という形、これが今、本来出したところの余裕額が出ておりますので、この税率で問題がないと思っております。不足の場合につきましては上げなければならないということでございましたけれども、去年算定させていただいた税率のまま、本年度改正をさせていただきたいというふうに思うわけでございます。

それでは、これで納付金を賄うかどうかのシミュレーションの説明を終わらせていただきます。改正の内容につきましては、お手元に配付の新旧対照表によりご説明させていただきたいと思っております。新旧対照表のまず2ページでございます。第3条では、基礎課税分の所得割の税率を100分の5.5から100分の6.2に、第4条では、基礎課税分の資産割額の税率を100分の22から100分の18に、第5条では、基礎課税分の均等割額を2万2,500円から2万3,000円に、次のページに移りまして、第5条の2、第1号では、基礎課税分の平等割の額を2万800円から2万600円に、第2号では、特定世帯に係る平等割額を1万400円から1万300円に、第3号では、特定継続世帯に係る平等割額を1万5,600円から1万5,450円に改めるものでございます。第6条では、後期高齢者支援金等課税額の所得割の税率を100分の1.9から100分の2.1に、第7条の2では、後期高齢者支援金等課税分の均等割額を5,300円から6,300円に改めるものでございます。

めくっていただきまして、第7条の3、第1号では、後期高齢者支援金等課税分の平等割額を5,500円から6,000円に、第2号では、特定世帯に係る平等割額を2,750円から3,000円に、第3号では、特定継続世帯に係る平等割額を4,125円から4,500円に改めるものでございます。

第8条では、介護納付金課税被保険者に係る所得割の税率を100分の1.8から100分の2.2に、第9条では、介護納付金課税被保険者に係る資産割額の税率を100分の4から100分の3に、第9条の2では、介護納付金課税被保険者に係る均等割額を1万2,300円から1万3,500円に

改めるものでございます。

少し飛びます。9ページでございます。9ページでは、国民健康保険税の減額にかかわる部分の改正でございます。減額する金額を規定するものでございます。第1号では、7割軽減に係る減額の部分で、アにおきましては、被保険者均等割の減額すべき額を1万5,750円から1万6,100円に、イにおいては、世帯別平等割額の減額すべき額として、めくっていただきまして、(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯では1万4,560円を1万4,420円に、(イ) 特定世帯では7,280円を7,210円に、(ウ) 特定継続世帯では1万920円を1万815円に、ウにおいては、後期高齢者支援金課税分の均等割の減額すべき額3,710円を4,410円に、エにおいては、後期高齢者支援金課税分の世帯別平等割の減額すべき額として、(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯では3,850円を4,200円に、(イ) 特定世帯では1,925円を2,100円に、(ウ) 特定継続世帯では2,888円を3,150円に、オにおいては、介護納付金課税被保険者に係る均等割額の課税すべき額を8,610円から9,450円に改めるものでございます。

次に、第2号では、5割軽減に係る減額部分でございます。アにおいては、被保険者均等割の減額すべき額を1万1,250円から1万1,500円に、イにおいては、世帯別平等割額の減額すべき額として、(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯では1万400円を1万300円に、(イ) 特定世帯では5,200円を5,150円に、(ウ) 特定継続世帯では7,800円を7,725円に、ウにおいては、後期高齢者支援金等課税額の均等割の減額すべき額を2,650円から3,150円に、エにおいては、後期高齢者支援金課税分の世帯別平等割の減額すべき額として、(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯では2,750円を3,000円に、(イ) 特定世帯では1,375円を1,500円に、(ウ) 特定継続世帯では2,063円を2,250円に、オにおいては、介護納付金課税被保険者に係る均等割の減額すべき額を6,150円から6,750円に改めるものでございます。

次に、第3号でございます。これは、2割軽減に係る減額の部分でございます。アにおいては、被保険者均等割の減額すべき額を4,500円から4,600円に、イにおいては、世帯別平等割額の減額すべき額を、(ア) 特定世帯及び特定継続世帯では4,160円を4,120円に、(イ) 特定世帯では2,080円を2,060円に、(ウ) 特定継続世帯では3,120円を3,090円に、ウにおいては、後期高齢者支援金等課税分の均等割の減額すべき額1,060円を1,260円に、エにおいては、後期高齢者支援金等課税分の世帯別の平等割額の減額すべき額として、(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯では1,100円を1,200円に、(イ) の特定世帯では550円を600円に、(ウ) 特定継続世帯では825円を900円に、オにおいては、介護納付金課税分に係る均等割の減額すべき額を2,460円から2,700円に改めるものでございます。

かなり飛びますけれども、14ページでございます。附則でございます。第1項では、この条例は、平成31年4月1日から施行するものでございます。第2項には、改正後の葛城市国民健康保険税条例の規定は、平成31年度以後の年度分の国民健康保険税に対し適用し、平成30年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によるものでございます。

以上でございます。ご説明を終わらせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

内野委員長 ただいま説明をいただきました本案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

谷原委員。

谷原委員 おはようございます。よろしくお願いします。

来年度の国保税の算定に当たっての資料とその条例改正ということでもありますけれども、これについては昨年度、奈良県の国保の県単位化ということで、かなり長く議論もさせていただいて、7年間上がっていくわけです。だから、今年が2回目ということになるわけですから、今後またあと5回同じように引き上げの条例をやっていくということで、統一保険水準に向けて合わせていくということでもあります。12市で最も低く、県下でも2、3番目に低かった葛城市の国保税が、こうした形で毎年審議して引き上げていくということになるわけでもありますけど、そこで最初にお聞きしたいんですけれども、今、算定のことについて、今年度これで行きたいという算定のいろんな計算をされているわけなんですけれども、一応これで行くと400万円程度余裕があるだろうということで、この引き上げで行くと、余り大きく残るといふことであれば、引き上げ幅が高いことになりまして、ということなんですけど、400万円程度だったら妥当なのかなと思うんですが、昨年度、1回引き上げております。これは国保会計のところでも関係するところなんですけれども、昨年度引き上げられて、幾ら残ったというか、ゆとりがあったのか、なおかつ、その収納率がどんなものだったのか、このことについてお伺いしたいんです。その上で、今年度、この算定が信頼性のあるものなのかどうか判断したいので、去年のことでもありますけれども、今の状況でどんなものなのかということをお教えいただきたいと思っております。

内野委員長 東課長。

東 保険課長 保険課、東でございます。よろしくお願いいたします。

ただいまの谷原委員のご質問につきましてお答えをさせていただきたいと思っております。

まず、平成30年度の保険税の状況についてお知らせをさせていただきたいと思っております。実績見込みといたしまして、本年度に保険税で賄うべき納付金に対しまして、約1,700万円の不足となる見込みでございます。この不足分につきましては、過年度分に係る精算分等により賄うことができる見込みでございます。保険税が想定より不足した要因といたしましては、シミュレーションいたしましたことに対しまして、被保険者数や課税対象所得が低かったことによるものと考えております。各世帯の課税状況といたしましては、前年度の保険税と比較するに当たりまして、所得、資産の変動がなく、世帯の被保険者数、軽減判定に変化のない世帯を抽出して比較いたしました。比較できましたのは1,722世帯ございまして、そのうち保険税が増加した世帯が1,496世帯ございました。

一方、減少した世帯が267世帯でございます。偶然同額となった世帯も9世帯ございました。世帯の状況に変化のない世帯のうち、84.4%の世帯で税額が増加したことになる計算になります。変動した金額の平均値といたしまして、プラス5,528円ございまして、増額幅1万円未満というのが1,176世帯ございました。次に、2万円未満が194世帯ございました。保険税の増加した世帯の9割におきまして2万円未満の増加ということになります。一方、増加額が5万円を超える世帯につきましては21世帯ございました。うち3世帯は10万円を

超え、最も増加した世帯につきましては、平成30年度途中でございますけれども、13万9,000円増加したということになります。

以上でございます。

内野委員長 和田課長。

和田収納促進課長 収納促進課の和田でございます。どうぞよろしく願いいたします。

収納率に関してなんですけれども、直近の先月末現在で、現年課税分として82.67%、滞納繰越分としては16.3%、合計で68.12%ということで、前年同月比1.34%の増となっております。

以上でございます。

内野委員長 谷原委員。

谷原委員 ありがとうございます。今年度不足してるもので、前年度の分の徴収で何とかいけるものという見通しということでありました。したがって、ほぼ見通しとして今年度の引き上げ幅がそれなりに妥当にはなるのかなというふうに判断させていただきました。また、収納率が大変今後大きく問題になってまいりまして、県の方もペナルティーが、目標に対して達成しなかったら出るということでもありますので、この点についても気になっておりましたけれども、前年度同月比1.3%増ということで、努力されているものと思いましたので、とりあえず引き上げ幅については、これは、我々としては引き上げたくないんですけれども、算定の方法としては妥当に算定していただいているのかなというふうに思いましたので、この件についてはとりあえず質問を一度終わります。

内野委員長 ほかに質疑はありませんか。

藤井本委員。

藤井本委員 委員として質問させていただきます。

激変緩和策に伴う毎年の改正ということで、毎年この条例改正をしていかなあかんということの理解もしておりますので、これはこれでいいんですけど、この表現の仕方で、何を聞きたいかという、国民保険税という言い方をされるときと国民保険料、保険料と保険税、最初に松村部長から配られたこの資料を見ても、1枚目は保険料率と出てるわけですが、3枚目になると保険税となってるわけですが、大した影響はないのであろうかと思うけども、この使い分けをどのようにしているのか、何が違うのか。はっきりしておきたいと思ひまして質問させていただきます。

以上です。

内野委員長 少し時間がかかるようでしたら、後からまたお伝えいただけたらと思いますので、よろしく願いいたします。

それでよろしいですか。

藤井本委員 はい、いいですよ。

内野委員長 それでは、ほかに質疑はございませんでしょうか。

谷原委員。

谷原委員 均等割のことについて少しお伺いします。医療分、後期分、介護分を合わせて、今年度軽

減がない場合ですけれども、来年度の均等割額が幾らになるか教えてください。それと、均等割額というのはゼロ歳からかかるわけでありましてけれども、40歳以上の方の均等割の部分と、それから40歳未満の方の均等割額、40歳以下の方は介護分がないので、医療分と後期分になろうかと思うんですが、今年度と、それから平成36年度、最終の段階で均等割額がそれぞれ幾らになるか教えていただきたいんです。

内野委員長 東課長。

東 保険課長 保険課、東でございます。よろしくお願いたします。

谷原委員のただいまの質問でございます。

39歳まででございますけれども、平成31年で2万9,300円でございます。それで、40歳以上65歳未満まででございますけれども、4万2,800円となっております。

それと、平成36年でございます。39歳までが3万8,000円でございます。そして40歳以上65歳未満が5万7,500円となっております。

以上でございます。

内野委員長 谷原委員。

谷原委員 均等割についてお伺いしたのは、先ほども申しましたけれども、均等割というのは、要は所得が発生しない、例えば、ゼロ歳から18歳までの全く所得の発生しないお子さんにも均等割というのは国保税かかってまいります。今出ました、平成31年度で2万9,300円が一人当たりかかるわけです。そうすると、これが最終的には3万8,000円になるわけですから、引き上がっていくわけでありましてけれども、これは国保の運営協議会でも話題となったというか、協会健保とか組合健保の方もびっくりされてたんですが、私も国保に移ってびっくりしたわけですが、扶養家族の方は基本的に保険料を払わないですよ、組合健保、それから協会健保、共済組合も。ところが、国保の場合は、実は、扶養家族に対しても1人当たり幾らとお金がかかってまいります。これが均等割というものなんです。ですから、国保でそういうことをお話ししますと、大変驚かれた方がおられました。それは経験しないとわからないわけですから。今、東課長の方から詳しく、引き上げになってそれぞれの世帯がどういう状態で引き上げになったか、あるいは同じであったか、あるいは低い世帯、下がった世帯もあるわけですが、それについても詳しくご説明がありました。その中で最も高く上がった中で、3世帯に10万円以上超える世帯があったと。年間10万円以上国保税が上がったというわけでありまして。これは、多子世帯、お子さんがおる世帯は上がるわけです。また、かつ、今度は資産割ではなくて所得割を重視すると、資産割はゼロにして所得割の方を重視するということになりますから、要は子育て世代、現役で働いている自営業の方で、所得のある方で子どもさんがたくさんいる方は、こんなに13万円とかぼんと上がると。これ、1年だけではないわけです。1年だけではないんです。これがどうなのかということなんです。これは、全国知事会でも均等割の問題はちゃんと取り上げておられまして、今、地方自治体でも独自に均等割を減免していこうと、特にお子さんの多いところは減免していこうということが起きておるわけで、これは1つの問題提起として議会でもぜひ頭に置いていただいて、皆さんお考え願えたらなと思うところなんです。そういう意味で問題提起とし

て、今回はこんな形では、国保の形で来ているわけでありますけれども、国保税が大きく上がった方は、何でだというふうにしてご不満なこともあろうかと思ひますし、子育て世帯ということの支援の上でもぜひ考えていただきたいと思ひます。

それから、もう一つは、軽減措置の方でも比較的軽減額が上がってますので、低所得の方についてもきちっと配慮はしていかなければいけないと思ひますが、そもそも国保の場合は、協会健保とか組合健保と比べて大体2割から3割、場合によっては5割近く高いと言われてます。しかし、逆に、先ほどおっしゃったように、国保に加入してる方は所得が低い方が多いわけです。特に無職で年金だけの方もおられますし、そういう点では、お子さんだけではなくて、全国知事会の方は、子どもだけでなく、とにかく均等割は人頭税みたいなものだから、これを国の方で抜本的に補助すれば協会健保並みの国保になって、納めやすくなるということで滞納の方も減ると思ひますので、これは意見として、議会として今後考えていく必要もあると思ひますので、意見として述べさせていただきます。

以上です。

内野委員長 では、ご意見として承っておきます。

東課長。

東 保険課長 失礼いたします。先ほどの藤井本委員のご質問にお答えをさせていただきます。

保険料と保険税ということでございます。保険者が、市町村の場合におきましては、保険料として徴収するのか、保険税として徴収するのかを選択することができます。それにおきまして、保険料というのを採用する市町村にありましては、国民健康保険法に基づいて定められた市町村の国民健康保険条例によるというものでございます。

一方、保険税採用の市町村にありましては、地方税法に基づいて定めた当該市町村の国民健康保険税条例によるというものでございます。

以上でございます。

内野委員長 それでは、ほかに。

吉村委員。

吉村始委員 質問といひますか、半分お願ひみたいなものなんです、条例改正については、新旧対照表で、非常にわかりやすいように下線を引いてわかりやすくしてくださってるんですけども、これ、一般の市民の方にも周知して、わかりやすく見てもらおうということで、エクセルか何かの表で一覧できるような一枚物でというふうなものにまとめていただくことができればと思ひますけれども、いかがでしょうか。

内野委員長 東課長。

東 保険課長 保険課、東でございます。

ただいまの吉村委員のご質問にお答えをさせていただきます。

見てもらったとおり、新旧対照表を載せさせていただきます。意図としましては、わかりやすくという形でそのような形をとらせてもらっておりますけれども、今後、委員ご指摘のように、簡単にわかるようにということで、もっと簡略化できないかというのは再度

検討してまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

内野委員長 吉村委員、よろしいですか。

吉村始委員 はい、結構でございます。

内野委員長 市民への周知を、わかりやすくお願いします。

ほかにご意見はございませんか。

(「なし」の声あり)

内野委員長 質疑がないようなので、質疑を終結いたします。

議員間討議を希望される方はおられますか。

(「なし」の声あり)

内野委員長 ないようであれば、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

谷原委員。

谷原委員 反対の立場で討論いたします。

この件につきましては、もう既に奈良県の方針のもとに動いているわけでありましてけれども、それぞれ市町村の違いがある中で、とりわけ葛城市は医療給付水準が低いということがあって、病院も少ないし、また健康についてこれまでさまざまな取り組みをされて、医療給付水準が低いと。そういう中であって、これまで低い国保料でやってきたわけでありまして、県の方針で、これ、従わざるを得ないということがあって、今後引き上げられていくことになるわけでありましてけれども、根本的には、やはり払える国保料にしていかなければいけないと思っております。その意味で、今回の引き上げについては、とりわけ所得の低い方の多い国保会計においては、生活上非常に厳しい方が出てくるということもあって、私としては反対し、今後ともこれが改善されるように努めてまいりたいと思います。

以上です。

内野委員長 ほかに討論はございませんか。

川村委員。

川村委員 議第4号の葛城市国民健康保険税条例の一部を改正することにつきまして、賛成の立場で討論をさせていただきます。

国民健康保険につきましては、平成30年度からは奈良県が保険者となって安定的な財政運営や効率的な事業の確保に努められ、中心的な役割を担っていただいておりますところでございますが、平成36年には、同じ所得、世帯構成であれば、県内どこに住んでも保険料水準が同じとなるように県下統一の保険料率になるということでございますが、葛城市におきましては、被保険者の負担水準に激変が生じないようにということで緩和措置を受け、本来必要な額への引き上げを段階的に行えるように、奈良県と慎重に協議をいただいておりますこと、先ほどの詳しい説明を受けたところでございます。このようなことから、毎年度、国民健康保険税の税率改正が必要になったということで、葛城市の市民の皆様が、今後安心して医療を受けることができるように、引き続き奈良県とご協議をいただきまして、連携して

国保事業の運営に努めていただきますことをお願いいたしまして、私の賛成討論とさせていただきます。

内野委員長 ほかに討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

内野委員長 討論がないようなので、討論を終結いたします。

これより議第4号議案を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

内野委員長 起立多数であります。よって、議第4号は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

次に、議第5号、葛城市ひとり親家庭等医療費助成条例等の一部を改正することについてを議題にいたします。

本案につきまして、提案の内容説明を求めます。

松村市民生活部長。

松村市民生活部長 市民生活部の松村でございます。どうぞよろしく申し上げます。

ただいまご提案いただいております議第5号、葛城市ひとり親家庭等医療費助成条例等の一部を改正することについてご説明申し上げます。

本案につきましては、奈良県内の全市町村において、未就学児を対象とする医療費助成の助成方法を、これまでの自動償還方式から現物給付方式に変更されることに伴い、葛城市ひとり親家庭等医療費助成条例、葛城市乳幼児等医療費助成条例、葛城市心身障害者医療費助成条例の一部について所要の改正を行うものでございます。

改正につきましては、3条例を一括して改正するものでございます。お手元に配付の新旧対照表によりご説明申し上げたいと思います。初めに、葛城市ひとり親家庭等医療費助成条例の方をお願いします。1ページからでございます。現物給付を行う未就学児を特定するために、第1条の2でございます。第1項では未就学児を定義し、第2項では審査支払機関を明記するものでございます。未就学児といいますのは、出生の日から6歳に到達する日以後、最初の3月31日までにある者をいうということ。それと、支払い機関につきましては、奈良県国民健康保険団体連合会及び社会保険診療報酬支払基金奈良支部をいうというものでございます。

めくっていただきまして、自動償還方式から現物給付方式にするため、第3条第1項では、助成の範囲を整理したものでございます。第3条の2では、助成の方法を明確にするため新設するものでございます。

次に、4ページの方をお願いします。次でございます。葛城市乳幼児等医療費助成条例でございます。第1条の2、第3項を新設し、審査支払機関を明記するものでございます。第3条の2では、先ほど、ひとり親家庭等医療費助成条例と同様でございますけれども、第3条第1項では、助成の範囲を整理し、第3条の2では、助成の方法を明確にするため新設するものでございます。

次に、葛城市心身障害者医療費助成条例でございます。7ページの方をお願いします。現物給付を行う未就学児を特定するために、第1条の2では、第1項で未就学児を定義し、第2項では審査支払機関を明記するものでございます。第2条の2、第2項では字句の整理をさせていただいております。

めくっていただきまして、第3条第1項では、助成の範囲を整理し、第3条の2では、助成の方法を明確にするため新設するものでございます。

9ページに移りまして、附則でございます。第1項では、この条例は、平成31年8月1日から施行するものでございます。第2項から第4項につきましては、改正後の各医療費助成条例の規定は、施行日以後に係る医療費の助成について適用し、同日前に行われた医療に係る医療費の助成は、なお従前の例によるものでございます。

以上でご説明を終わらせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

内野委員長 ただいま説明願いました本案に対して、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

谷原委員。

谷原委員 今回、未就学児、6歳に達するまでの児童について、現物支給になったということは大変ありがたいことだと思っております。これについて、私、一般質問でも行ったかと思うんですけども、お隣の大阪府太子町では、大阪府は早くから現物支給をやっておりましたので、転居されてきた方が、窓口でお金を払わなあかんようになったということで大変恥ずかしかったということで、日本全国ではなかったんですねみたいなことで、奈良県はまだおくれますということだったんですが、奈良県も就学前まではこういう形で現物支給になったということで、今回こういう形で条例化されたことは大変ありがたいと思います。ただ、今後、中学生まで医療費無料化と現物支給をやっておられるところもありますので、これは奈良県全体の問題になるのでしょうか。葛城市独自でやろうと思っても難しいというふうなこともお聞きしました。これが1つと、それと、もう一つは、現物支給になっても初診料というか、ワンレセプト当たり500円、窓口支払いが残るわけです。そうすると、これも無料にしている自治体はあるわけですが、これを自治体独自でやろうとすると、実際これも奈良県との関係で難しいのかどうかということをお聞きしたいんです。独自でできるのであれば、私は、就学前までこの際現物支給になったわけですから、ワンレセプト当たりの500円も何とか市でできればいいかなとは思っております。と申しますのは、歯医者さんなんかへ行きますと、言ってみれば500円もかからないわけです。そうすると、医療費はかかって、500円払って、500円は絶対払うことになるからということで、それをなくすことによって、これは福井県のことを私は聞いたんですけども、福井県は県全体でこの500円をなくしたと。そうすると、歯医者さんにかかる保護者がふえて、そして虫歯の治癒率が、これは全国でも都道府県ごとに統計を出してるわけですけど、奈良県は虫歯の治癒率が平均以下です。でも、福井県はそれで向上したと。つまり、お子さんの歯の治療ということが、現物支給プラス初診500円なくすことで上がったという効果を言われているわけですが、歯は一生

のものでありますし、年とってはアルツハイマーとも関係するように、何歳以上まで何ぼ歯を残そうとか。本当に長期にわたって医療費削減においては、歯の治療は非常に効果があるものなんです。そういう意味では、私、福井県のことも聞きまして、奈良県でやっていただいたら一番いいんですけれども、それが無理な場合、独自にできるものかどうか、この現物支給のあり方、これ、お伺いしたいと思います。

内野委員長 副市長。

松山副市長 副市長の松山でございます。

谷原委員、いろんな制度に造詣が深くていらっしゃるので、ご承知おきの上でご発言なさっているのかどうかというところでございますが、重複する情報になるかもしれませんが、まずは医療費につきましては、先ほどもご議論いただきましたように、税あるいは保険料という形、あるいは共済の掛け金、負担金という形で、それぞれ基礎的な部分はそれぞれご負担いただいておりますが、全体の構造からいたしますと、それ以外の財源もいろいろ入っております、まず大きなものとしては、国庫、調整交付金という形で多額の国費が入っていると。それにつきまして、従来は国費の方の交付のときの取扱いといたしまして、現物給付という形でやりますと、窓口のお支払いの負担額が少ないから、不要不急な医療まで受診されるのではないかと。ひいては、それが医療費全体の増嵩につながるのではないかとということから、現物給付方式をとっている場合には、調整交付金の配分の仕方にペナルティーをかけると。ペナルティーという表現がよろしくないんですが、一般的にそう言われておりますが、要はちょっと目減りさせるというふうな扱いがなされておりました。それとの関係もございまして、実は、福祉医療につきましては、従来から県と市町村が協調しながらこの制度を維持していく中で、子どもの医療だけではなくて、例えば障がい者でありますとか、かつては高齢者でありますとか、いろんなところに福祉医療のメニューがあったわけですが、その中の歴史の古いものは、逆に奈良県の場合、各市町村とも連携をしながら、現物給付方式が大半を占めておりましたが、そういった国費との関係もありまして、できるだけ制度は維持しながら財政の健全化も図っていかねばならないといったバランスの中から、一旦は全ての福祉医療のメニューにつきまして、償還払い方式、一旦は医療を受けられる方に窓口でご負担いただきますけれども、手続をしていただきますと一定の、そもそも助成を受けられる方につきましては後で戻ってくると。こういった形に一旦は一律でそろったという歴史がございます。その中で国の方もようやくといいますか、ペナルティーの扱いをなさらない、取扱いをしないということがございましたので、それを踏まえて、もう一度、再度議論がなされた中で、それであれば協調して、全部をやるのは一度には難しいかもしれませんが、必要な部分から現物給付方式に戻していけないかということが、これはまだ39市町村と、それから県、それぞれのご相談の中でまたこういった扱いになったわけがございます。そういった経緯がございます。

それと、もう1点は、医療費の支払いの仕組みの中で、いずれにいたしましても、受診者が窓口でお支払いいただくのは一部でございます。最終的にいろんな保険の仕組みなり国庫なり、いろんなところの財源が合計されまして、本当に必要な医療費が医療機関に返ってく

るまでの仕組みの中で、国保連合会という組織の中でいろんな作業をしていただいて、お金を合わせたりしてまた切り分けて、それぞれの医療機関に返すという仕組み、結構複雑な仕組みになっておりますところのお金の流れ、書類の流れにつきまして、これを大幅にいじらないと償還払いから現物給付にかえられませんので、ある意味、償還払いはそれぞれの市役所が個人に対して、住民さんに対しての市町村と住民の従来どおりのいろんな形で関係性のある中でのやりとりだけで済むわけでございますが、国保連合会等の審査支払機関を通さないと現物給付という方式は回りませんので、そういたしますと、事務手数料も含めていろんな枠組みの変更がございますので、これはなかなか一朝一夕にはいかないといったこともございます。そういったいろんな状況も踏まえながら、いろんな負担と、それから給付のバランスなりというところもあるべき議論を議論しながら、必要な施策については検討していくといったことになろうかと思っておりますので、ご説明が長くなりましたけども、谷原委員からのご意見も踏まえながら、引き続き関係機関といろんな形で、何が一番いいのかということについてはご相談を申し上げていくという方向であるということでご答弁させていただきたいと思っております。

以上です。

内野委員長 ほかにご意見はございませんか。

(「なし」の声あり)

内野委員長 ほかに質疑がないようなので、質疑を終結いたします。

議員間討議を希望される方はおられますか。

(「なし」の声あり)

内野委員長 ないようであれば、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

内野委員長 討論がないようなので、討論を終結いたします。

これより議第5号議案を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

内野委員長 ご異議なしと認めます。よって、議第5号は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

次に、議第6号、葛城市乳幼児等医療費助成条例の一部を改正することについてを議題といたします。

本案につきまして提案者の内容説明を求めます。

松村市民生活部長。

松村市民生活部長 市民生活部の松村でございます。どうぞよろしく申し上げます。

ただいまご提案いただきました議第6号、葛城市乳幼児等医療費助成条例の一部を改正することについてご説明申し上げます。

本案につきましては、子育て家庭への経済的な支援の一環として、更なる子どもたちの健

やかな成長と福祉の増進を図るため、子ども医療費助成条例の対象年齢の上限を、これまでの15歳から18歳までに引き上げる改正を行うものでございます。

議案書の18ページでございます。第1条では、「小児」を「子ども」に改めるということで、名称を改めるものでございます。第1条の2、第2項中、「小児」を「子ども」に、「15歳」を「18歳」に改めるというものでございます。附則といたしまして、この条例の施行期日は、本年4月1日でございます。

以上でございます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

内野委員長 ただいま説明を願いました本案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

内野委員長 質疑がないようなので、質疑を終結いたします。

議員間討議を希望される方いますか。

(「なし」の声あり)

内野委員長 ないようであれば、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

谷原委員。

谷原委員 賛成の立場から発言いたします。

18歳までということで、これまでは中学卒業までということでしたけれど、更に引き延ばして、子育て世帯へ手厚い支援をするという国全体の大きな流れの一環であろうかと思えます。葛城市が進んで、県下にあっても市町のレベルで18歳まで子ども医療費の、初診料を除きますけど、無償化の方に努力されたということについては、我々も大変うれしく思っております。

以上、賛成討論といたします。

内野委員長 ほかに討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

内野委員長 討論がないようなので、討論を終結いたします。

これより議第6号議案を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

内野委員長 ご異議なしと認めます。よって、議第6号は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

次に、議第7号、葛城市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正することについてを議題といたします。

本案について提案者の内容説明を求めます。

松村市民生活部長。

松村市民生活部長 市民生活部の松村でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、議第7号、葛城市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正することに

ついてご説明申し上げます。

議案書の20ページでございます。本案につきましては、学校教育法の改正による専門職大学制度の創設に伴い、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の技術管理者の資格について、専門職大学の前期課程の修了者を短期大学の卒業者と同等のものとして取り扱う改正が行われました。これによりまして、本条例の一般廃棄物処理施設に置く技術管理者の資格においても同様の改正を行うものでございます。

附則といたしまして、施行期日は本年4月1日でございます。

以上、簡単でございますが、ご説明の方を終わらせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

内野委員長 ただいま説明を願いました本案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

内野委員長 質疑がないようなので、質疑を終結いたします。

議員間討議を希望される方はいますか。

(「なし」の声あり)

内野委員長 ないようであれば、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

内野委員長 討論ないようなので、討論を終結いたします。

これより議第7号議案を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

内野委員長 ご異議なしと認めます。よって、議第7号は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

次に、議第8号、葛城市水道法施行条例の一部を改正することについてを議題といたします。

本案について提案者の内容説明を求めます。

西口上下水道部長。

西口上下水道部長 上下水道部、西口でございます。

ただいま提案いただきました議第8号、葛城市水道法施行条例の一部を改正することについてご説明申し上げます。

主な内容としましては、今、議第7号で説明された学校教育法の一部改正を受けたもので、水道法施行条例にかかわる部分についての改正となっております。

新旧対照表にてご説明申し上げますので、1ページ目をごらんください。第3条第3項で、布設工事監督者の資格要件として、専門職大学の前期課程が追加されております。次に、2ページ目の第4条第2項、めくっていただいて、3ページ目の第4項、第5項でも水道技術管理者の資格要件として同様に追加されております。

最後に、附則でございますが、この条例は、平成31年4月1日から施行する。第2項は、経過措置といたしまして、この改正により、技術士試験の第二次試験の選択科目の削除に伴い、選択科目での水道環境を選択した者は、上水道及び工業水道を選択した者とみなすとなっております。

以上、簡単な説明となりますが、ご審議賜りますようお願い申し上げます。

内野委員長 ただいま説明願いました本案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

内野委員長 質疑がないようなので、質疑を終結いたします。

議員間討議を希望される方はいますか。

(「なし」の声あり)

内野委員長 ないようであれば、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

内野委員長 討論ないようなので、討論を終結いたします。

これより議第8号議案を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

内野委員長 ご異議なしと認めます。よって、議第8号は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

次に、議第9号、葛城市・広陵町介護認定審査会共同設置規約の変更についてを議題といたします。

本案につきまして提案者の内容説明を求めます。

巽保健福祉部長。

巽 保健福祉部長 保健福祉部の巽でございます。

それでは、議第9号、葛城市・広陵町介護認定審査会共同設置規約の変更についてご説明させていただきます。

本案につきましては、要介護、要支援の認定者数の増加に伴う葛城市・広陵町介護認定審査会の開催回数が増加に対応するため、当審査会の委員の定数を、30人以内から40人以内に変更するとともに、その他文言の整理を行うものでございます。施行期日は本年4月1日でございます。

新旧対照表をご覧いただきたいと思っております。第3条の中で、先ほど申し上げましたアンダーラインの部分、30人とあるのを40人に変更と。それと、その下の第5条第1項、それから、次のページの第7条第1項、第2項、このアンダーライン部分につきましての文言整理を行ったものでございます。それと、附則としまして、この規約は平成31年4月1日から施行するというふうにさせていただきます。

以上でございます。ご審議の方よろしくようお願い申し上げます。

内野委員長 ただいま説明を願いました本案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

奥本副委員長。

奥本副委員長 勉強のために教えていただきたいんですけども、会議の回数がふえたことによって委員の増員ということなんですけども、会議がふえるということは、当然、申請がふえたというふうに理解できると思うんですけども、なぜそういうふうに申請がふえるのかというところ、もし、理由がわかればお聞かせいただければでしょうか。

内野委員長 森井課長。

森井長寿福祉課長 長寿福祉課の森井です。

ただいまの奥本副委員長のご質問にお答えさせていただきます。

まず、認定者数の増加といたしましては、葛城市の高齢化率が27%を超えました。今まで介護保険事業計画を立ててきたわけですが、平成27年当時でしたら、計画値上は1,630人の認定者数が出るであろうと予測されておりまして、今現在、平成31年度は介護保険の策定における計画値は1,915人という形で推移すると予測しております。ちなみに、広陵町と葛城市で行っております審査会ですので、広陵町の数字も確認しておりまして、平成27年当時でしたら、広陵町は1,208人で計画を立てておられまして、次の平成31年の認定者数を予測している計画値は1,373人という形で計画しておられます。こういった形でずっと増加が続いてきておりましたので、今回こういった形で提案させていただいている次第です。

内野委員長 奥本副委員長。

奥本副委員長 ご説明ありがとうございます。よく理解できました。

内野委員長 では、ほかに質疑はありませんか。

川村委員。

川村委員 それでは、質問させていただきます。

先ほど奥本副委員長の方からも、認定審査会の頻度がふえるということで人数を増員するというので、今回の総合事業との兼ね合いの中で、要介護ではない、要支援の方の認定と、それから要介護の方との認定の、非常に難しい、厳しい条件のもとで審査をしていただいている。この審査会が開かれる頻度はもとより、開かれる回数と時間数という、見直しも兼ねて、それから、これからの介護保険等のいろんな諸事情の中で、40人という今回の審査会の委員さんの中で非常に苦慮するところがいろいろ出てくると思うんですけども、広陵町も当然申請がふえ、葛城市も申請がふえ、これから高齢化がどんどん進んでくるわけなんですけども、例えば地域ケア会議とか、そういう後の話もあるんですけども、この審査会の重要性ということをもう少し詳しく、今までよりもどういう変化があるのかと、内容的に時間をどのぐらいかけていただいているのかというところをもうちょっと詳しく、それは要するに、非常に審査が厳しくなっていく中で、どれほど熟慮しながらその審査に当たっていただいているかという内容を伺いたい。もちろん、家族さん、本人さんとのいろんなやりとりがある中で審査になり厳しい条件になっていくだろうという予想がある中で、その審査という重要性が我々としては非常に、そこの方たちの判定しかないということですので、広陵町も含め

た審査会の中で今どういう変化が起きているのかというようなことは、難しい言い方になるかも知れませんが、もし、内容について教えていただければお願いしたいんですけども。

内野委員長 森井課長。

森井長寿福祉課長 長寿福祉課の森井です。

まず、総合事業の影響ということになります。認定審査会にとりましては、この総合事業が始まることによりまして、認定を受けずにサービスを受けることができる方という方が出てくるというお知らせを以前させていただいたと思います。その影響としましては、昨年、平成29年のデータを、私、今手元に持っておるんですが、約37名の方が認定を受けずにサービスを受けられました。ただし、当然サービスを使っている途中から認定が必要だと判断した方々につきましては、認定の方へ移っていきますので、認定審査会につきましては、総合事業が始まっても認定者数というのは減らなかったというのが現状でございます。

今回この提案をさせていただくに当たりまして、葛城市の方で事務局を持たせていただいた当時に比べまして、すごく数がふえています。1回当たりの認定件数につきましては、1合議体で処理する分は45件までというふうに申し合わせております。それと、審査会を開かれる1週間前には全ての情報を先生方にお届けさせていただいて、まずおうちの方で1週間かけて見ていただいた上で、審査会でご議論いただくというのが認定審査会の仕組みとなっておりますので、先生方から45件がもういっぱいであるというふうに指摘があります。当初始めたころは30件から40件ぐらいの数で1回当たりやっておったのが、平成30年度につきましては、ほぼ45件でずっとやってきておりました。補正予算のときに回数を臨時でふやさせていただきたいというお願いをさせていただいて、今現在、月8回開催で運営しております。つまり月8回開催することにより、先生方には月1回でよかったのを2回来ていただくというふうにご無理を申し上げて、今、審査会の方の委員の先生方に対応していただいているという状況でして、今回この規約変更を認めていただきますと、月1回ペースで先生方に来ていただいて、年開催件数96回というふうな形で進めていくことができるという提案でございます。

以上です。

内野委員長 川村委員。

川村委員 前段階である程度情報を収集した上で、最終的には認定審査会でいろんな情報をきちっとセットした上で進めていただいている。それに対して今、月8回やってる現状の中で、これから委員の人数がふえていくと少しは減っていくだろうという見込みであると、そういうふうに認識してよろしいんですね。つまり、月8回が、40人にすることでもう少し審査会の頻度が少なくなるということでもよろしいですか。

内野委員長 森井課長。

森井長寿福祉課長 すいません。少し訂正させてください。

今現在、6回開催してるのを8回にふえるという形になりますので、1回の開催で審査する件数を少し減らすことができます。そうするとそれだけ委員さんへの負担も軽くなります。

従来から全国的な平均では、1回当たりの件数というのは30件台というふうに統計が出ておりまして、私どもの審査会では40件台になっているということから、それを減らすことができるという形になります。

内野委員長 川村委員。

川村委員 要するに、1回の審査会で45件というのは、いっぱいいっぱいだったら、なかなかその認定にたくさんエネルギーと、十分なきちっとした判定に向かうまでに45件というのがぎりぎりのラインやから、もう少しその件数が減って、十分な審査がしていただけるというふうに解釈させていただきました。

内野委員長 ほかに質疑はございませんか。

谷原委員。

谷原委員 人数の件ですけど、これ、ふやすということでもあります。だから、ふやす基準がどこにあるのかということら辺が、先ほどからも疑問になっていたと思うんですが、つまり、30人のときの基準が40人になりますと。このふやす根拠として確実な何か基準なり指標があるのかということをお聞きしたいんです。今こんな現状でこういうことだから、こういう基準を目指して、人数をふやしたいということをお聞きしたいのが1つ。

それから、40人ということは、葛城市と広陵町で10人の増加分をそれぞれのところから負担するということだろうと思うんですけども、それについてはどういう負担割合になっているのかということについてお伺いします。

内野委員長 森井課長。

森井長寿福祉課長 長寿福祉課の森井です。

先ほどから私の説明が至りませんので、申しわけございません。

まず、今現在の葛城市の認定審査会の状況なのですが、30名ということは、1合議体5名で審査をしております。そうしますと、30名ですので6合議体がございます。今回40名ということになりますと8合議体ということになります。基本的に6合議体のままで今の開催件数をふやしていくという形にしますと、先生方に月2回出てきていただく回数がふえてしまいます。そういった意味で、ここに来ていただいている先生方と、私ども事務局と相談させていただいたところ、1合議体が処理する年間の回数の設定なんですけど、月1回にしてほしいという要望がございまして、それに基づきますと、開催回数をふやすか合議体をふやすかという形になります。今回そういった意味では、合議体を6合議体から8合議体にして、認定審査会を開催している回数は6回から8回にすることで、先生方の来られる回数が今までどおりという形に進めていくという手順になっております。

(発言する者あり)

森井長寿福祉課長 基準につきましては、合議体の中で申し合わせとさせていただいているのが、先ほども述べましたが、1回当たり45件を最大とさせていただいております。ただ、全国的な平均的な件数というのは、平均30.3件を1回当たりの審査会で処理されておられるという状況にあります。最大が45件という形で私どもはやっておりますが、従来の30件台まで落とせるような形をしていこうということで提案させていただいている次第でございます。

内野委員長 負担割合。

森井長寿福祉課長 現在、合議体の先生方の比率につきましては、葛城市と広陵町同数ずつ出てきていただいている状況でございます。

以上です。

内野委員長 巽保健福祉部長。

巽 保健福祉部長 保健福祉部の巽です。少し補足させていただきたいと思います。

1 合議体当たりのメンバーの構成なんですけども、医師であったり歯科医師であったり、また県の看護協会から看護師に来ていただいたりとか、派遣していただいたりとか、それから、施設関係の人であったり、ケアマネージャーであったりというような形で1つの合議体ができるという形でございます。ですので、なかなかその辺を単純にふやすといったところで、それぞれの会がありますので、そちらに依頼して、しかも葛城市と広陵町それぞれが同数で出てきているという形になりますので、その辺が非常に難しい。その中でお互い納得した形で今回40名にさせていただいたということでございます。

以上でございます。

内野委員長 よろしいですか。

谷原委員。

谷原委員 ご丁寧に答えていただきましてありがとうございます。10名ふえてますので、これが5人の合議体で同数でということで、今後増減するにしても、5というか、2つずつふえていたりするということ、10でふえていくという単位になるのかな。何かそんなことということもよくわかりましたし、各医療機関とか歯科医とか看護師さんとか、そういう形で運営されているという大変ご苦労なことでありますし、45件という目いっぱいのところで大変ご苦労されているということもわかりましたので、今後ともしっかり審査していただくためには、やっぱりそういう点ではゆとりを持ってやっていただきたいということがあります。財政負担もあるんですけれども、そういう点ではよくやっていただいていると思いますので、ありがとうございます。

内野委員長 ほかに質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

内野委員長 質疑がないようなので、質疑を終結いたします。

議員間討議を希望される方いますか。

(「なし」の声あり)

内野委員長 ないようであれば、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

内野委員長 討論ないようなので、討論を終結いたします。

これより議第9号議案を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

内野委員長 ご異議なしと認めます。よって、議第9号は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

それでは、休憩をとりたいと思います。暫時休憩をいたします。

休 憩 午前10時47分

再 開 午前11時00分

内野委員長 休憩前に引き続きまして、会議を再開いたします。

それでは、次に、議第10号、平成30年度葛城市一般会計補正予算（第6号）の議決についてを議題といたします。

なお、本案につきましては、分割付託をされておりますので、本委員会の関係部分につきまして提案者の内容説明を求めます。本案につき提案者の内容説明を求めます。

巽保健福祉部長。

巽 保健福祉部長 保健福祉部の巽でございます。

それでは、私の方から、ただいま上程になっております議第10号、平成30年度葛城市一般会計補正予算（第6号）につきましてご説明を申し上げます。

お手元の補正予算書、まず1ページをお願いいたします。

第1条では、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億5,252万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ147億9,474万7,000円とするものでございます。

また、第2条では、繰越明許費をお願いするものでございます。

それでは、分割付託されております厚生文教常任委員会の所管に係る部分についてご説明を申し上げます。

6ページをお願いいたします。

まず第2表、繰越明許費についてご説明申し上げます。4款衛生費、2項清掃費では、地域循環型社会形成推進事業で4,004万円、9款災害復旧費、3項教育施設災害復旧費では、當麻スポーツセンター災害復旧事業で3億5,700万円でございます。

続きまして、14ページをお願いいたします。歳出の方から、事項別明細書によりご説明申し上げます。

まず、2款総務費、3項戸籍住民基本台帳費、1目戸籍住民基本台帳費、7節賃金で30万円の減額、13節委託料で171万8,000円の減額でございます。2款総務費、4項人権啓発費、1目人権啓発費、13節委託料で115万6,000円の減額でございます。

次に、3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費、20節扶助費で150万円の減額、28節繰出金で1,181万7,000円の減額でございます。2目国民健康保険医療助成費、28節繰出金で1,608万4,000円の追加でございます。11目臨時福祉給付金事業費、23節償還金利子及び割引料で530万4,000円の追加でございます。

ページめくっていただきまして、3款民生費、2項児童福祉費、1目児童福祉総務費、23節償還金利子及び割引料で327万1,000円の追加でございます。2目児童措置費、20節扶助費で2,623万4,000円の追加でございます。3目保育所費、7節賃金で1,517万8,000円の減額でございます。4目児童館費、7節賃金で1,158万5,000円の減額、7目こども・若者サポート

センター事業費、7節賃金で180万円の減額、23節償還金利子及び割引料で17万3,000円の追加でございます。

次に、3款民生費、4項生活保護費、2目扶助費、20節扶助費で2,367万9,000円の減額でございます。

次に、4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費、13節委託料で26万円の減額でございます。2目予防費、13節委託料で400万円の減額でございます。4目健康づくり推進事業費、13節委託料で300万円の減額でございます。5目母子保健事業費、13節委託料で200万円の減額でございます。7目環境衛生費、13節委託料で65万円の減額でございます。8目火葬場費、11節需用費で50万円の減額でございます。

次に、4款衛生費、2項清掃費、1目清掃総務費、13節委託料で50万円の減額でございます。2目塵芥処理費、11節需用費で1,050万円の減額、13節委託料で804万円の減額、15節工事請負費で130万円の減額でございます。3目し尿処理費、13節委託料で200万円の減額、ページめくっていただきまして、19節負担金補助及び交付金で692万2,000円の減額でございます。4目地域循環型社会形成推進事業費、13節委託料で65万6,000円の減額でございます。

次に、19ページをお願いいたします。

6款土木費、4項都市計画費、2目公共下水道費、28節繰出金で229万7,000円の減額でございます。

次に、8款教育費、1項教育総務費、1目事務局費、13節委託料で66万4,000円の減額でございます。

2項小学校費、1目学校管理費、7節賃金で133万4,000円の減額、13節委託料で90万6,000円の減額、15節工事請負費で5,680万9,000円の減額でございます。3項中学校費、1目学校管理費、13節委託料で50万2,000円の減額でございます。

4項幼稚園費、1目幼稚園管理費、7節賃金で1,061万5,000円の減額、19節負担金補助及び交付金で518万円の追加でございます。

5項社会教育費、3目文化財保護費では、13節委託料で47万6,000円の減額、15節工事請負費で91万8,000円の減額でございます。4目公民館費、13節委託料で361万3,000円の減額、15節工事請負費で167万6,000円の減額でございます。

ページめくっていただきまして、6目文化会館費、7節賃金で45万円の減額、11節需用費で730万円の減額、13節委託料で140万円の減額でございます。8目歴史博物館費、7節賃金で71万2,000円の減額、11節需用費で121万9,000円の減額でございます。

次に、6項保健体育費、2目体育施設費、7節賃金で90万円の減額でございます。

最後に、11款諸支出金、1項基金費、7目教育基金費、25節積立金で10万円の追加でございます。

続きまして、歳入について説明申し上げます。8ページをお願いいたします。

12款使用料及び手数料、1項使用料、6目教育使用料、4節社会教育使用料で50万円の減額でございます。2項手数料、3目衛生手数料、2節清掃手数料で50万円の減額でございます。

ページめくっていただきまして、13款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金では、1節社会福祉費負担金で579万1,000円の追加、2節児童福祉費負担金で1億5,812万4,000円の減額、3節児童手当負担金で1,150万2,000円の減額、5節生活保護費負担金では2,250万円の追加でございます。2項国庫補助金、2目民生費国庫補助金、2節児童福祉費補助金で1億8,015万5,000円の追加でございます。3目衛生費国庫補助金、1節保健衛生費補助金で21万8,000円の減額でございます。7目教育費国庫補助金では、2節小学校費補助金で1,195万1,000円の減額でございます。

次に、14款県支出金、1項県負担金、1目民生費県負担金では、1節社会福祉費負担金で627万1,000円の追加、2節児童福祉費負担金で7,906万2,000円の減額、3節児童手当負担金では251万5,000円の減額でございます。2項県補助金、2目民生費県補助金では、2節児童福祉費補助金で8,048万円の追加でございます。7目教育費県補助金、1節幼稚園費補助金で61万9,000円の追加、2節社会教育費補助金で69万6,000円の減額でございます。

ページめくっていただきまして、15款財産収入、2項財産売払収入、1目物品売払収入、1節物品売払収入で、右の説明欄のうち、所管に係る分につきましては、リサイクル物品売払代金200万円、公用車売払代金133万円、計333万円の追加が対象となります。

次に、16款寄附金、1項寄附金、4目教育費寄附金、1節教育費寄附金で10万円の追加でございます。

次に、19款諸収入、3項雑入、3目過年度収入、1節過年度収入1,166万円のうち1,001万円、これは、子どものための教育・保育給付費負担金でございますが、その部分が追加の対象となります。最後に、4目雑入、2節雑入で、右の説明欄のうち、所管に係る分につきましては、建物補償金16万円の減額、休日診療所交付税配分金147万9,000円の追加が対象となります。

以上が当委員会の所管に係るものでございます。ご審議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

内野委員長 ただいま説明願いました本案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

吉村委員。

吉村始委員 8款なんですけど、21ページの教育費の中で、体育施設費で臨時雇用賃金が90万円減額されていることについて伺いたいのと、関連ですが、一般質問でも伺いましたけれども、第一健民の芝生の機械を手配してくださってるというふうに聞いておりますけども、通常、1,400万円という金額ですので、入札通知を受けてから入札まで時間がかかるかと思うんですが、これで間に合うのかどうかということをお伺いしたいのと、それから、あと、芝生の専門家について一般質問で伺ったら、これは事前審査になりますのでということで、もし、お答えできるのであればお答えいただけたらというふうに思います。

内野委員長 白澤課長。

白澤体育振興課長 体育振興課の白澤でございます。

ただいまの質問についてでございますが、まず臨時雇用賃金でございますが、90万円に減額となっております。当初、週3日でのアルバイトの賃金を予定しておりましたが、なかなか人が見つからなくて、1人の状態でずっと来てたんですが、差し支えなかったというところ辺りがございまして、一応このまま雇わずに1年間来させてもらったという次第でございます。

それから、芝生の機械でございますが、先日、一応購入の契約、随契ということになりますが、機械自体が非常に専門分野の機械でございますが、TORO社製という機械で、その機械を納品するのにも1社しか納品ができなかった。代理店の方で購入することにより、非常に安価で購入できるということですので、1社随契ということで契約の方に至っております。

内野委員長 芝生の専門家は、当初予算に計上されておりますので、この場では事前審査になるので控えさせていただきます。

白澤体育振興課長 はい。

内野委員長 吉村委員。

吉村始委員 先ほどの機械のことについてなんですけれども、専門的な機械やということで、随契ということで、地方自治法の施行令第167条の第2項で、これに伴って随意契約を多分されるというふうに思うんですが、そのどの号に該当してというところをお教えいただけたらと思います。

芝生の専門家のことにつきましては、承知いたしました。

それでは、これについて1個だけ申しておきますと、4月からアドバイザー契約されるということで、なかなかプロの専門家であっても、非常に4月から、この短い期間ですというは大変だというふうに、佐野さんから私、伺っております。

これも関連なんですけれども、芝生のことにつきまして、なぜ、こうやってコア抜きとかいろいろと言ってたかという、1つは、けがをさせないということです。トップレベルの子どもたちが来るので、この前、9月の議会が終わってから佐野さんが来てくれはったときに、ボールを落として固さをはかってもらったときに、大体新町のグラウンドは結構柔らかかったんです。数値が低いほど柔らかいというんですけれども、78という数値がありまして、Jリーグなんかで使っている数値が大体90ぐらいで、それに対して第一健民が110から119でかなり固いということで、今から精いっぱいやってどうなるかなというふうな感じなんですけれども、この前、私が一般質問のときに、教育委員会としては、場所を貸すだけやというふうな、答弁をされましたが、やはりけがをさせないということが大事になってまいりますので、その使用者責任とか施設管理者責任、それについてどのようにお考えか、それをお聞かせ願えたらと思います。

内野委員長 白澤課長。

白澤体育振興課長 体育振興課の白澤でございます。

ただいまの質問についてでございますが、まず、地方自治法施行令第167条第2項に該当するという件でございますが、先ほど説明いたしましたとおり、メーカー指定のトラクター

ということになりますので、1社でまとめて購入することで安価が期待できるということ、それから、購入後の保守点検もスムーズに行えるということから、競争入札に適さないという点で、こちらの方に該当するということで決めさせていただいております。

内野委員長 随契の契約理由が第何号に該当するのですか。

白澤体育振興課長 第2号です。

吉村始委員 はい、わかりました。

内野委員長 白澤課長。

白澤体育振興課長 それから、グラウンドの件でございますが、先日も専門業者の方に来ていただきまして、とりあえず今の新町グラウンド、第一健民運動場の方です。状態としましては、やはり長年の目土の増量によってバクテリアの方がかなり少ないということでお聞きしております。いろいろカッターで切るとか、バクテリアのそういう薬を、それは安価で購入できるものなので、そういうものを入れながら、当然コア抜き、それからエアレーション等をやっていくことによって、8月、盆過ぎに行われます全中のサッカー大会には十分間に合うだろうということで、一応ご指導いただきましたので、4月以降になると思いますが、目土をまいていって、そのような形で対応できるように努力していこうと思っております。

以上でございます。

内野委員長 あと、グラウンドの使用責任者も聞かれておられましたね。

岸本部長。

岸本教育部長 管理責任につきましては教育委員会の方にあると思っております。

藤井本委員 一般質問のときの答えて、教育長は貸すだけやというお答えがあったので、そうやないやろうということをおっしゃってるわけです。

内野委員長 岸本部長。

岸本教育部長 今、課長も申し上げましたように、これから準備にかかっていきますので、そのころには今以上の状態にはなっているということでございます。

内野委員長 3回目ですので、言っぱなしで。吉村委員どうぞ。

吉村始委員 今回のグラウンドの件につきましては、市長がわざわざ施政方針で取り上げられまして、最高のピッチ状態であることを強調もされたということでもあります。葛城市が受けてますので、もちろん教育委員会の部局ですので、市長部局と違って独立してるということは重々承知しておりますけれども、やはり葛城市全体で受けてるという意味合いもあると思っておりますので、ぜひとも、最低限、選手がけがをしないようにいい状態まで持って行っていただけたらというふうに再度お願いをしておきます。よろしく申し上げます。

内野委員長 それでは、ほかに質疑はございませんか。

谷原委員。

谷原委員 関連してということになるんですけども、補正予算のあり方にかかわることになるとも思っていますので、お話ししたいと思います。

予算を使うときには、そこにいろんな責任も発生するし、そのために予算もつけてるということだろうと思うんですけども、私も一般質問をお聞きしてまして、主催者は全国中学

校体育連盟です。ほんなら、主催者は奈良県教育委員会及び葛城市教育委員会は入らないのかということなんです。これ、それとも後援なんですか。だから、ただ貸してるだけだという言い方に私は非常に何か違和感を感じたんです。全中というのは教育委員会のもとにある教育機関の1つの体育関係のことをやっているのに、だから、僕、そこら辺の責任感というのが、答弁を聞いておやっというふうな気がしました。予算を使って施設を整えて、これからやるというのであれば、その責任はどうなのかというのを、これは共催なのか後援なのか主催なのか、そこをお聞きしたいんです。

内野委員長 教育長。

杉澤教育長 教育長の杉澤でございます。

今の件につきましては、私の方は、2年前ですか、中体連の方からグラウンドを貸してほしいというようなことを依頼に来られまして、その後、その当時、まだあそこの計画が十分できていなかったの、しばらく期間を置いてくれということで、方向性がほぼ決まってから使っていただいて結構というようなことで、私、前も答弁しましたように、葛城市としては、ある既存のグラウンドを貸すだけだというふうに私は思っておりました。最近向こうの開催要項をつくる折に、主催にしてくれとか、共催にしてくれとか言いに来てるんです。それで、私どもの考えとしたら、葛城市の方で計画をして実際にやっていく、それが主催者ですよ。だから、私どもとしては、あくまでも後援だろうというふうに思ってたんですけれども、開催要項の方では、今までの例もあるから共催にしてくれというふうなことが言われてきております。ですので、教育委員会のスタンスになるんですけれども、あくまでもあのグラウンド、今ある状態のところを使わせてくださいよ、こういうふうな感じで来ているんだというふうに思うんです。だから、ご質問の、主催か共催か後援かということに関しては、今のところはまだ結論は出ていないというような感じなんです。

そこと加えて申しわけないんですけれども、私ども、盛んに貸してるだけやというのを言うのは、教育委員会管轄、特に学校管轄としましては、各教科さまざまなことがあるわけです。大会にしても研究会にしても、今、中体連のサッカーのやつを、貸してくれというようなことだけでと云ったらおかしいですけども、来られたことに関してすごく今、力を入れてやっていただいているわけです。そうすると、ひがみ根性になるか知りませんが、ほかの研究とかほかのことをやっているところが、うちも今度するんだから、葛城市協力してください、今までしたじゃないですかということがありますので、私どもとしては、全て同じように扱いたいというスタンスで臨んでいるという次第でございます。

以上でございます。

内野委員長 谷原委員。

谷原委員 杉澤教育長の後半の部分はそういうことだと思います。言ってみれば、私もいつか申し上げたんですけども、これを契機として、つまり全中を引き受けると、これはチャンスだと。これを契機として、従来葛城市においては、旧新庄町から芝生については非常に、2面もあるし、誇りに思っ、またそういうことで熱心に管理されてる方がおられて、ところが、そういう方がおられなくなって、扱いも非常に寂しいものになってきたと。あそこはスポーツ

ゾーン計画というのもありまして、体育館、プール、テニスコート、それから野球の施設もあって、更にはサッカーの2面あって、それから合宿しようと思えば、例えば高校を誘致して、夏休みでも合宿しようと思ったら宿泊できるような施設もあるんです。だから、何とかそこを今後、葛城市のスポーツ文化を高める上で、確かにそういう計画もあるし、そこを充実させる上でいいチャンスだと僕は思ったので、これを契機に、それは先日の一般質問の中でもそういうご答弁でしたので、行政のあり方としては、特別のそういうところで力を入れるということは、私はおかしいと思うし、ただ、葛城市の政策の流れの中で、これを契機としてグラウンドを整備していきましょと、今後もそれで使ってもらいましょとということでは、予算をつけてるわけですから、ただ、その予算をつけても契機としてせっかくつけるんだから、しっかりと全国から来る中学生を迎え入れてやっていくと。

私はずっと聞いてて、どうもボタンのかけ違いがあると。つまり、向こうは借りるだけですと言っておきながら、後から、僕はそういうことはあり得ないと思ったんですよ。教育委員会が共催しないなんて、中学生の団体がやるんだから。そこら辺の詰めが甘いまま来て、どうもそこら辺の関係がぎくしゃくしてて、どうもやらされ感というか、教育委員会の方が、そういうふうなことがあるんじゃないかと。つまり、例えば、この機械を買うのだから、補正予算が12月についてるのに、どうも動きが鈍いこともあって、皆さん熱心にやっておられるのかもわからないけれども、どうもそういうふうなことで、その動きを見ておきますと、主体性を持ってきちっとお迎えする、そのために全力を尽くすということが見えない。だから、貸すだけですと。今の段になってもまだ共催かどうかというところ辺りははっきりしないということですので、それは非常に無責任ではないかと。私は、来た段階でちゃんと詰めて、中学校の全国大会なんだから教育委員会が外れることは、僕は考えられへんと思うので、もっと詰めたことをやっておけばこんなことにならなかったのだから、これは、急に共催になってばたばたなんていうふうになるのは葛城市として非常に具合が悪いので、そこはもう1回、教育委員会の方で精査していただいて、特別そだけをやるというわけではないんですけれども、それを契機にグラウンドを整備する。全国に葛城市のよさを知ってもらおう。市民の方にも知ってもらおういいチャンスなので、そこはもうちょっときちっと詰めていただきたいなと思います。これはお願いします。よろしくお願いします。

内野委員長 市長。

阿古市長 吉村委員の方で施政方針にふれられましたので、そのことに鑑みまして、私の方から若干の答弁をさせていただきたいと思います。

全国中学校サッカー大会といいますのは、実は、私が市長に就任してから、平成28年10月31日就任してから、翌年のたしか2月ごろに、県の中学校のサッカーの方が教育委員会に、まずサッカーの大会をするに当たって、子どもたちは人工芝ではなくて天然芝でサッカーすることが、やはり足腰の負担を軽減させる。芝生でやりたいんだということで申し出がございました。その当時、教育長の方から相談を受けまして、そのときのお話ですと、確かに中学校のサッカー協会の方から、会場だけ貸していただきたいと、グラウンドだけ貸していただきたいというお話が最初の段階のお話でございました。その中で、こちらといたしまして

は、その時点ではまだ新町グラウンド及びスポーツゾーンの検討をどうするのか。これから30億円かかるもの、3案ございましたけども、その中でどのような整備が、市の財政を鑑みますとできるのかということを検討しておいた、ちょうどまさにその時期でございました。旧町時代から非常にサッカーには力を入れていただいておりますので、やはり更新作業はしていかないといけないであろうと。ただ、莫大な費用がかかりますので、それが実際場面としてどういう更新の仕方をしたらいいのかという議論をしていかないといけない。その中で、まず張りかえ等の時期も考えないといけない中で、全中サッカーが平成31年に開催するに当たって、まずどの期間に当たるのかなということ考えたところ、まず今の現状のサッカーグラウンドが使えるであろうという判断によって、教育長の方から県のサッカー協会の方に、使えますよという返事をさせていただいたというわけでございます。

その中で、やはり芝生の状態等、更新も並行して考えておりましたので、その中で委員や、また関係団体の方、佐野さんというお名前も出ましたので、Jリーグの芝生を管理されてる、非常に見識のある方やお聞きしてありますが、その方のご意見を聞かせていただきますと、新町グラウンド並びに健民グラウンドのサッカーの芝生の状態は、決して悪くないですよ。更新しないでもちゃんとした管理の仕方をすれば、そのまま継続して使えるような立派な芝生ですよというご意見をいただいたところでございます。それで、全中のサッカー大会といえますのは、全国から大体4、5千名が来られるということをお聞きしてまして、ぜひ葛城市でやるべきではないかという判断を下しましたので、来ていただくに当たってはいい状態ですとできるだけ持っていきたい。ただ、葛城市の税金を全中のサッカー大会だけのために使うというわけではおかしい。これは、将来の張りかえ作業をしなくて済む。これは1つのサッカーグラウンドの芝生の整備事業の大きな先行投資であると。機械等の2,000万円を投資することによって、それが張りかえ等で何億円とかかる費用を逆に軽減させる可能性が非常に高い。その中で芝生の管理を強化していく必要がある。なおかつ、せっかく全国からそれだけの方が来ていただける、中学生が来られるんですから、サッカーグラウンドとしてのピッチ状態をベストの状態にできるだけ早く持っていきたい、その大会に間に合うように持っていきたいという思いの中で、12月の補正をさせていただいたわけでございます。

若干いろんな思いがあると思います。教育長おっしゃるのは、まさにいろんな大会、葛城市でも、実は、ほかの部門でも開いておるわけなんですけども、その中で確認いたしますと、まず後援という形が多いように聞いておりますが、主体は県のサッカーの部門である、中体連の部門であると考えておりますが、協力をしていくということについては、教育長も私も同じでございます。ただ、そのスピード感が若干違っているように感じてますので、その点は、予算は私の方でつけられますので、ですから、考え方については、教育長に話してるのは、せっかく来られるんやから、それまでに何とかいい芝生の状態に持って行ってくださいというお話をしているところでございます。

以上でございます。

内野委員長 ほかに質疑はありませんでしょうか。

谷原委員。

谷原委員 歳出の14ページです。先ほど国保の件がありましたので、その件で少し教えていただきたいと思います。3款民生費の1目社会福祉総務費のところに、国民健康保険特別会計繰出金、それから2目国民健康保険医療助成費、ここが国民健康保険医療助成費繰出金、それぞれマイナスとプラスにはなってますけれども、特別会計の方へ繰り出しですので特別会計の方で質問すればいいと思うんですけども、わかりましたらお願いします。

内野委員長 東課長。

東 保険課長 保険課、東でございます。よろしくお願いたします。

ただいまの谷原委員のご質問にお答えをさせていただきたいと思います。

マイナス1,181万7,000円の方でございますけれども、この件に関しましては、基盤安定を除きます出産一時金でマイナス560万円と財政安定化支援事業、これは、国保財政の健全化及び保険料負担の平準化に資するために一般会計からの国保への繰り出しを行うものではございますけれども、これでマイナス621万7,000円、合わせましてマイナス1,181万7,000円の減額というふうになってございます。

続きまして、繰出金1,608万4,000円でございます。これに関しましては、国保制度の基盤安定を図るために、所得が一定の基準を下回る世帯の保険税軽減分と軽減対象被保険者数に応じまして算定される保険者支援分を国民健康保険の特別会計に繰り出す分でございます。これとしましては、細かいこととなりますけれども、保険税の軽減分といたしまして、医療費で497万1,000円、そして保険税の軽減分、支援分といたしましてマイナス147万円、そして介護分といたしまして100万1,000円、続きまして、保険者支援分の医療といたしまして937万6,000円、支援分といたしまして202万7,000円でございます。あと、介護分といたしまして99万9,000円ということでございまして、繰出決定額、これは、国のルールに定められております決定額が1億9,760万2,282円でございます。そこから当初予算の1億8,151万9,000円を引きまして、1,608万4,000円の補正を行うものでございます。

以上でございます。

内野委員長 谷原委員。

谷原委員 基盤安定の方の繰出金ということなんですけど、これについてはかなり増額したということは、先ほどありましたけれども、所得の低い方が多いとか国保料値上げの件もあるのかなとは思ったりするんですけど、そこら辺の影響とかいうのはいかがなものなのでしょうか。増額した理由です。

内野委員長 東課長。

東 保険課長 保険課、東でございます。

これは、シミュレーションによりまして算定をさせていただいた関係でございまして、軽減対象の世帯が増加したものによるものだというふうに思っております。

以上でございます。

内野委員長 ほかに質疑はありませんか。

西川委員。

西川委員 減額したからどうのこうのでなしに、2項、16ページのし尿処理費ですけど、し尿のくみ

取りの費用、これは議第13号の下水道事業での議論にはなっていくんやろうと思うんやけれども、くみ取りをしてる件数というか、當麻、新庄の方で分かれてするのかわかりませんが、これは年々、下水の普及によって減ってきてるのか。これは、量によって負担金にも関係してくるとは思うんやけども、全体どういうふうになってるのか。それで、下水道の整備をできるところはやっていってるのやろうと思うけれども、見通し、くみ取りそのものがどこまで残ってるのか。それで、今どんな努力をして普及率を上げていってるのか。そこらが議第13号で話をさせていただいて、質問させていただいてもええんやけれども、ここを出てくるもので、当初予算1億1,300万円からのを組んでるわけで、今後の見通しと今現在どれだけの件数のくみ取りをやってるのか。今後どういうふうにして整備して普及させていくのか。最終、どうしても残るだろうというふうな予想をどこで立ててはるのかというようなこと、見通しがあったら教えてください。

内野委員長 津本補佐。

津本クリーンセンター所長補佐 クリーンセンター、津本です。よろしくお願いします。

ただいま委員からご質問がございました、し尿くみ取り業務委託料の減額の件でございますが、当初におきましては、委託しております件数等につきましては、一般事業所と臨時も含めまして400件です。あと、それに伴いまして、4月から1月までの実績の方で平均いたしましたら、一般事業所等を含めまして360件で、当初が一月当たりで155万1,000円となっておりますが、実績では平均いたしましたら132万円ほどの金額となりまして、一月当たり23万1,000円と減額となり、12カ月で約200万円の減額をお願いしたものでございます。

内野委員長 西川委員。

西川委員 減額のことは、今そういうことはわかるんけども、今後のくみ取りそのものがいつまで残るのかと、こういうことです。この質問を議第13号の下水道事業特別会計の補正予算で一般会計の補正予算と関連して質問しても良いのであれば議第13号で質問させてもらいたい。

内野委員長 そしたら、議第13号でいかせていただきますので。すいません、よろしくお願いいたします。

西川委員 わかりました。

内野委員長 それでは、ほかに質疑はございませんか。

谷原委員。

谷原委員 歳出の方の15ページの3目保育所費です。保育士の賃金が減額になって、これは確保できなかったということですが、何名の確保予定から何名減額されたのかということをお聞きしたいのと、それから、続いて、これは4目児童館のところの臨時雇用賃金が、やはりこれも学童指導員が確保できなかったということでしょうけど、これ、大体当初予算で予定された人数から何人減ったのかということをお聞きしたいと思います。

それから3つ目ですけど、4款衛生費のところ、2目予防費のところ。高齢者インフルエンザ予防接種、それから高齢者の肺炎球菌予防接種委託料、これ、合わせて400万円程度減額になっているんですけども、高齢者は増加してると思いますので、なぜこういう減額になったのかということがよくわからないので、教えていただきたいと思います。

内野委員長 井上課長。

井上子育て福祉課長 子育て福祉課の井上でございます。よろしくお願いいたします。

谷原委員の質問2点についてお答えさせていただきます。

まず、保育士賃金の方、マイナス1,270万円の減額についてでございます。こちらにつきましては、市内公立保育所3園に係る臨時雇用、アルバイト保育士さんの賃金において減額するものでございます。こちらなんですけれども、臨時雇用保育士におきましては、おっしゃっていただきましたとおり、当初見込んでいた数の保育士を雇用しなかったことによるものでございまして、具体的には、障がい児保育に係る加配の保育士と一時預かりに係る保育士の部分で、5名分の減です。それと、延長保育に係る保育士の部分で2名、合計7名の賃金の減によるものでございます。当初予算におきましては、こちらを障がい児に係る部分17人、一時預かりに係る保育士2人、延長保育に係る保育士7名、そして通常保育に係る保育士9名、以上合計35名分の予算を計上させていただいたものでございます。こちらが1点目のお答えでございます。

2点目でございます。児童館費の中の臨時雇用賃金のマイナス1,158万5,000円、こちらに係る部分のご説明をさせていただきたいと思っております。まず、こちらの方につきましては、市内学童保育所5カ所に係る学童支援員の賃金において、おっしゃっていただきましたとおり、当初雇用を想定しておりました人数の支援員の確保ができなかったため、予算を減額するものでございます。学童保育員の配置基準につきましては、おおよそ40人の児童に対して2人以上の支援員を置くこととなっており、そのうちの1名につきましては、補助員をもってかえることができるようになってございます。その中で、当初予算では学童保育所の申し込み人数を算定基準といたしまして、支援員の数を新庄学童8名、新庄北3名、忍海3名、磐城6名、當麻2名の合計22名で予算計上をしておりました。支援員につきましては、全国的なんですけれども、雇用の確保が難しいことから、実際に利用をしている人数に応じての配置が認められているところでございます。それで、私どももそのように配置をいたしまして、利用人数に応じた配置で運営を行いました結果、7人分の予算が不用となったことでございまして、不用となりました支援員の賃金1,158万5,000円を減額させていただくものでございます。

以上でございます。

内野委員長 岩永課長。

岩永健康増進課長 健康増進課の岩永です。

私の方からは、高齢者のインフルエンザ、高齢者肺炎球菌の減額について回答させていただきます。

高齢者のインフルエンザ予防接種、それと肺炎球菌なんですけれども、予算段階では接種率を考えてまして、過去最大の部分も考えながら、インフルエンザの予防接種が予算に55%でとっておりました。それに対して決算見込みの方が48.7%ぐらいになるという見込みで、その差額をこのたび減額するということとなります。肺炎球菌に関しましても、予算では大体60%を見ておりました。それに対しまして決算見込みが49.5%になる見込みということで、その差額を減額するというので、決算見込みでの接種率なんですけれども、インフルエンザ

の予防接種が48.7%ということは、去年と大体同率ぐらいになってますので、極端に下がってるわけではございません。肺炎球菌に至りましても、昨年が49.4%なので、見込みが49.5%、ほぼ変わらない状態でございます。

以上でございます。

内野委員長 谷原委員。

谷原委員 保育士、学童保育士、本当に確保にご苦労いただいていると思います。しかし、一般質問で申し上げたように、保育士だけでなく学童保育も本当に応募者がふえているという状況でありますので、今後確保しにくい中でもご努力いただけたらと思います。

それから、先ほどの高齢者のインフルエンザ予防接種、それから肺炎球菌の件ですけど、去年と同等ということで、最大の55%を見たということでこれだけ余ったということでもありますけれども、目標としては高く接種していただきたいということで、予算をつけたけども去年どおりだったということだと思っておりますけども、また引き続きご努力をお願いしたいと思います。

内野委員長 ほかに。

吉村委員。

吉村始委員 15ページ、歳出の3款民生費扶助費のことについて伺います。生活保護費の中で、ほかのは減額になってますが、医療扶助費がこのように増額に、たまたま今回なってるわけですけども、医療扶助費というのは生活保護費の大体半分ぐらいを占めるというふうにも聞いたことがあります。要因としては、高齢者の方がふえてきているということもあろうかなと思っておりますが、医療扶助費の補正に当たって、年代別に見て、大体そういうふうな内訳というものがわかる範囲内でお教えいただけたらありがたいかなと思います。また、直接関連するわけではないですけども、例えば、先ほどの谷原委員の質問の中で、16ページの予防費なんかでも減ってますけども、例えば、医療費を抑制するために予防接種等を積極的に受けてもらうとか、そういうふうな対策とか考えておられるようであれば、またそれもお教えいただけたらと思います。

内野委員長 林本課長。

林本社会福祉課長 社会福祉課の林本です。よろしく申し上げます。

ただいま吉村委員のご質問にありました医療扶助費、今回3,000万円の増額補正ということで要求をさせていただいておるんですけども、先ほどおっしゃったように、医療費の10割部分を医療扶助費というのは賄いますので、少しの大きな手術とかがあれば数百万円単位で変動するというものでございます。まず、その中で今、全体的には高齢化による入院治療の増加というのが大きな原因ではないかとは思いますが、先ほどの質問の、まず年代別ということでご質問ありましたが、実は、年代別ではなかなか抽出が難しく、福祉事務所としても把握しておりませんので、そのご質問については、個別にレセプトを全部拾っていけば集計はできるかとは思いますが、その分の労力を考えますと、なかなかそういうところまでは算定はしておりませんので、ご容赦いただきたいというふうに思います。

それと、もう1点、医療費を抑制する方策というのは、これは、もちろん生活保護制度全

体にかかわる大きな課題となっております。国を挙げて医療費を抑制する施策を現在もやっておる1つとして、ジェネリック、いわゆる後発医薬品の使用を推進するという取り組み。これは、実は、レセプトから、新薬かそうでない、いわゆる後発薬かということ、あくまでも抽出はできます。もし、そういう新薬を使っておられる必要性があれば、もちろんこれは仕方がないんですけども、後発医薬品でも問題ない方につきましては、これはある程度制度的に後発医薬品を使うように国の方からも制度が改正されております。

もう1点が、これはまだこれから先の話なんですけども、健康管理支援ということをして生活保護の受給者の方たちにこれから支援していくということで、当然、生活習慣病等で糖尿病とか高血圧症とか、それが大きく悪化して、結局入院とか重大な病気に発展するということ、これを予防していかないといけないということで、これにつきましては、国の方はモデル事業はやっておるんですけども、まだ葛城市においては実施ができてない状況でして、ただ、当然専門職の配置とかそういったものも踏まえて、今後検討していく予定であります。

以上です。

内野委員長 吉村委員。

吉村始委員 非常によくわかりました。ありがとうございます。また健康管理支援ということについても伺ったみたい、要は人的配置等も含めて、いろいろとかかるということなんですけれども、そういうことも含めて、扶助費の抑制という意味ももちろんあるんですけども、生活保護を受けておられる方が、より健康でというか、生活水準が上がるように、またよろしく願いいたします。

内野委員長 それでは、ほかに質疑はございませんか。

川村委員。

川村委員 15ページの、まず3款民生費の中の7目こども・若者サポートセンター事業費の中の臨時雇用賃金180万円の減額、これの減額理由について。

それから、次の16ページの、4款衛生費の塵芥処理費の中の光熱水費800万円の減額、これの減額になった成果というか、そういった理由について。

それから、20ページの、先ほど来、保育所費の臨時雇用賃金等の減額がありましたけども、20ページの8款教育費の4項幼稚園費の中の幼稚園管理費、臨時雇用賃金の減額1,061万5,000円の減額理由を教えてくださいたいと思います。

内野委員長 川崎所長。

川崎こども・若者サポートセンター所長 こども・若者サポートセンターの川崎です。よろしく願いいたします。

川村委員のご質問にお答えさせていただきます。

臨時雇用賃金として減額させていただいておりますのは、当センター、いろいろな専門職を雇用して事業を実施してるんですけども、就労支援コーディネーターとしまして来ております臨床心理士が33万円の減額、こちらは、ニート、引きこもりの対象者の特性などから、複数日の相談の可能性を見込んでいたのですが、これまでのところ見込みよりも少ない対応で順調に対応できておりますので、減額させていただいております。

スーパーバイザー地域臨床心理士としまして臨床心理士に来てもらってるんですけども、こちらにつきましても、緊急対応等の必要性を見込んでいたのですが、現在までのところ、通常の勤務時間内で対応ができておりますため、17万1,000円の減額をお願いしております。

さらに、適応指導教室の指導員としまして、学校の夏季休業中にも不登校の生徒の対応をしておりますので、開室しまして、そのときの対応を見込んでいたのですが、現在的人数が嘱託員1人で対応することができましたので、指導員の勤務を要することがありませんでした。そのため32万7,000円の減額をお願いしております。さらに、巡回相談心理士としまして、各学校や幼稚園等に巡回相談で臨床心理士を派遣してるんですが、こちらも学校の先生方や保護者への複数、多数の相談を見込んでいたのですが、これまでのところ見込みよりも少し少ない対応で済んでおりますので、44万6,000円の減額をお願いしております。

さらに、産前産後支援ヘルパーとしまして、産前産後家庭支援ヘルパー事業自体が平成29年度9月より実施しておりますが、これまでのところ見込みよりも実際の利用者が少のうございました。また、支援者としましては、ヘルパーさん、保育士さん、看護師さん、保健師さん等、利用者の実態に合わせた方を派遣しようと思っていたのですが、これまでのところ対象者の特性から、ヘルパーさんによる支援で対応ができております。このため、保育士、看護師、保健師さん等の予算を減額したいと思ひまして、52万6,000円の減額をお願いしております。都合、合わせまして180万円の減額をお願いしております。

以上です。

内野委員長 津本補佐。

津本クリーンセンター所長補佐 クリーンセンター、津本でございます。

ただいまのご質問の方で説明させていただきます。光熱水費につきましては、電気代といたしまして、割引契約の方を電力会社と結びまして、それに当たりまして、月当たりの平均として約75万円安くなりまして、年間としては約900万円の減額が見込まれます。また、水道代につきましては、平均として約20万円ふえまして年間120万円の増となりますが、電気代と水道料金との差し引きといたしまして800万円の減額を今回補正として上げさせていただきました。

以上でございます。

内野委員長 吉川理事。

吉川教育委員会理事 教育委員会の吉川でございます。

ただいまご質問の、幼稚園における臨時雇用賃金の1,061万5,000円の減額についてでございます。当初予定しておりました人員が確保できなかったことによる減額でございます。その内訳を申し上げますと、各幼稚園5園について、事務職については各1人ずつ5人を予定しておりまして、これについては全て確保、雇用できたわけでございますけども、支援員につきまして雇用できなかった部分がございます。新庄幼稚園につきましては6人を予定しておりましたが、5人ということで1人確保できなかった。それから、忍海幼稚園につきましては3人の予定のところ2人になった。それから、磐城幼稚園は6人のところ4人しか確保できなかった。それから、當麻幼稚園につきましては2人のところ1人しか確保できな

ったということで、新庄北幼稚園は3人のところ3人確保できてるということで、全て合わせますと、支援員の方は全部で20人の予算を組んでいたわけですが、実数は15人であったと、5人減ったということでこの金額を減額するというところでございます。

以上でございます。

内野委員長 川村委員。

川村委員 ありがとうございます。こども・若者サポートセンター事業の中で、本当に多種多様な専門職を配置していただいているということをご答弁でいろいろと伺わせていただきました。必要がなかったということは健全であるということの方向性も踏まえまして、逆に安心しないといけない部分もありますが、ただ、その周知がなされてなくて、こういったサービスを使えてないという現状も少し考えていただきまして、こども・若者サポートセンターは、これから市民に広く知っていただいて、こういったサービスをしていただいているということも、これからは啓発、周知していただきたいと思っております。ここは意見としてとどめておきます。

それから、クリーンセンターの光熱費でございますが、今回は電気料金の見直しが、そういった安い割引を使っていただいて、今回は需用費の節約につなげていただいたということ。私、この要因の中に、以前、分別に市民の方たちが非常にご協力をいただいて、水分をすごく減らして行って、燃えるごみの中に水分を減らしていきましようというような取り組みを一生懸命やったということを記憶しております。そんな成果が出てるということは、この時期のこの不用額に直接反映してるかどうかはわからないんですけども、その成果について、今の減額と直接関係ないかもしれないんですけども、そういった成果があったのかどうかというのは、なかなか難しいかもしれないんですけども、頑張ってやっていただいた市民の皆さんに、私たちが頑張って協力してる成果はあるのと聞かれたときに答えようがありませんので、そういった成果についてふれていただければ、答えられる範囲で結構ですので、お答えいただきたいと思えます。

それから、幼稚園費なんですけど、支援員が20名から15名という、支援員1人当たりに係る金額がそれなりの金額だということを、ここで5人分でこの金額になるということは、支援員という人たちがどんな役目を果たすのかという内容をもうちょっと教えていただきたい。お願いいたします。

内野委員長 吉川理事。

吉川教育委員会理事 ただいまの支援員の件でございます。まず支援員の単価でございますけども、時間単価が1,190円ということになってございます。支援員の役割でございますけども、小学校や中学校における特別支援学級に入るような子、あるいはそれに準ずるような子、また、場合によっては、それ以上の特別支援学校に行かなければならないような子どももおりますので、そういう子どもの支援を行っていただいているというのが主な支援員の業務内容でございます。

以上でございます。

内野委員長 津本補佐。

津本クリーンセンター所長補佐 クリーンセンター、津本でございます。先ほどのご質問についてお答えいたします。

分別に伴いまして、水分を減らすということでございますが、やはり水分を含むごみが多くなりますと、焼却するときの燃焼温度の方も下がってきます。それに伴いまして、ダイオキシンの発生とかの可能性も考えられますので、それにつきましては、温度が下がらないように、もし、水分が多くて温度が下がりましたら、燃料とかで温度を上げたりしますので、それに対しての燃料の方もまたふえてきます。あと、それと、分別に伴いまして、さまざまな市民の皆様にご協力いただいている中で、入の方で今回上げさせていただいておりますが、リサイクルの物品売払の方も当初よりも少し高く入の方も見込めるということで、増額の方もさせていただいております。

以上でございます。

内野委員長 川村委員。

川村委員 ありがとうございます。そしたら、幼稚園の方からですが、支援員ということは、特別支援学級に配置される方が、希望者に応じてそれなりに対応できているかということ、支援員がいないから十分でないというような方向にならないようにというのは私たちの願いでございますけれども、葛城市の雇用がなかなか進んでいかないために我慢していただいている部分も多少あるということで、これからも人員確保については、引き続きいろんな場面で頑張っって雇用形態をつくっていただきたい。これからいろんな仕組みもつくっていただけるようです。任用制度とかもありますので、ぜひとも見直しの方も進めていただきたいと思えます。

それと、ごみです。確かになかなか数字にあらわしにくいことだと思います。ただ、その当時だけ、クリーンセンターができたときだけの市民の皆様のご協力という体制で終わらないように、引き続きいろんな部分でその啓発をお願いして、この光熱費については、もちろん電気料金の見直しがあったからこの成果が出たということですが、将来にわたって引き続きその啓発は市民の皆さんに広報等で、こういった形で皆さんの税金の節約になるということをPRし続けていただきたいと思えます。

よろしく申し上げます。ありがとうございます。

内野委員長 それでは、ここで暫時休憩をさせていただきたいと思えます。

休 憩 午後0時12分

再 開 午後1時30分

内野委員長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

平成30年度葛城市一般会計補正予算の審議に移りたいと思えます。

それでは、質疑のある方おられますでしょうか。

谷原委員。

谷原委員 それでは、引き続きまして質問いたします。

16ページ、4款衛生費、2目塵芥処理費のところでありますけれども、13節委託料で焼却残灰等運搬処分委託料500万円減額になっているんですけれども、できたらこれの当初予算

を確認したいので、当初予算を確認しておっしゃっていただいた上で、減額の理由をお願いします。

それから2つ目は、次のページで、一番上です。19節負担金補助及び交付金のところ、葛城地区清掃事務組合負担金、これ、約700万円余りの減額になっている理由をお聞かせください。

それから、21ページの8款教育費の6目文化会館費で、先ほども何か別のところでご質問がありましたけど、11節の需用費、光熱水費です。これもできたら当初予算に対してこれぐらい減額、当初予算を確認しておっしゃっていただいた上で減額の理由をお願いします。

3つお願いします。

内野委員長 津本補佐。

津本クリーンセンター所長補佐 クリーンセンター、津本です。よろしくお願いします。

焼却残灰等運搬処分委託料についてでございますが、年度当初の予算といたしましては1,538万円を見込んでおりました。これにつきましては、月当たり約148トンの運搬の予算として見ておりましたが、実績といたしまして月平均130トンの量を見込みまして、そちらの方で年間通しまして約710万円ほどの減額となりますが、あと、その中で、台風の倒木の処分費といたしまして約200万円が必要となりましたので、その分の差し引きといたしまして、焼却残灰につきましては500万円の減額をお願いしているところでございます。

以上でございます。

内野委員長 庄田課長。

庄田環境課長 環境課の庄田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

葛城地区清掃事務組合負担金の減額の理由についてでございますが、平成30年度当初の見込み量は2,664.79キロリットルとなっておりますが、平成30年1月から12月の確定値は2,253.60キロリットルでございます。411.19キロリットル減少いたしております。この確定値をもって再計算いたしますと、組合格約第12条第5号に規定する維持補修費関係負担金は4,392万7,000円となり、当初予算の4,985万9,000円から593万2,000円の減額でございます。また、補修費基金積立金におきましては642万9,000円となり、当初予算の719万9,000円から77万円の減額でございます。また、組合格約第12条第1号から第4号に規定する建設費関係負担金は3,333万3,000円となり、当初予算の3,355万3,000円から22万円の減額でございます。合計といたしまして692万2,000円の減額補正をお願いするものでございます。

以上でございます。

内野委員長 竹内館長。

竹内新庄文化会館長兼當麻文化会館長 文化会館、竹内でございます。よろしくお願いいたします。

文化会館光熱費の減額についてお答えさせていただきます。新庄、當麻両文化会館の電気代が減少したことによりまして、予算額1,689万6,000円に対しまして、新庄文化会館分としまして370万円、當麻文化会館分としまして240万円の減額補正をお願いするものでございます。そして、當麻文化会館のガス代が、空調機の入替えと各部屋での単独運転が可能な電気エアコンの併用をさせていただきましたことによりましてガス代が減少したことで、予算

額540万円に対しまして、160万円の減額補正をお願いするものでございます。

以上でございます。

内野委員長 谷原委員。

谷原委員 水光熱費につきましては、どういう理由で減少したかというのは、この間ずっといろいろと第二電力との交渉とかでということ減ってきたということなんですが、今年度またこういう形で補正予算が出てきて、かなり大きく減少しているんです。3割近く減少してるということなので、こういうのがまたほかのところにもあるのかと逆に思ってしまった。前年度全部終わって、そういうこともあったのかなと思ったんですけど、こういう形で出てきますので、ほかのところもあるのかどうか。これは難しいかもわかりませんが、今やっておられるところはそれで減額して非常にありがたいなと思うんですけども、これはどういうことなんでしょうか。全体を見て人がいなかったらわからないのかもわかりませんが、引き続き出先のいろんな機関の中でまだ十分その水光熱費についての減額の取り組みがあるということなんでしょうか。その点についてお聞きします。それが1つです。

それから、もう一つ、し尿の方については西川委員がおっしゃった部分で、確かにくみ取りが減ってるということで、組合に対する負担金も減ってるということなんでしょうけど、この見通しが今後ともどうなるのかというのはまた議論が必要なのかなと思いました。かなり負担金の割合が減るということですので、これが今後どうなるのかということはまた議論が必要なのかなと思いますので、これは置いておきます。

内野委員長 副市長。

松山副市長 副市長の松山でございます。

記憶の範囲でお答えを申し上げます。まずは出先の文化会館でありますとか中央公民館でありますとか、あるいは学校でありますとか、それぞれごとにそれぞれの担当課がございましてやっておりますので、そういった意味では、全庁的に1つのテーマで取りまとめを完全にやっている担当課があるといったら、そういうわけではございませんが、ある程度の部分につきましては、新庄庁舎、當麻庁舎を中心といたしましては管財課の方が管理をしておりますので、ある程度はその音頭とりをしながら、あと、これ、施設ばらばらにやってるのではなくて、できるだけ有利な結果になるようなロットといいますか、近接の出先機関ごとの組み合わせも考えた上でそういった競争をしていただいておりますので、若干その実施にタイミングのずれが生じたというところでございますが、全てに漏れ落ちがなかったかどうかは記憶がないんですが、2カ年かけて順次取り組みをしてきた結果ですので、そういったところで、実施につきましては組み合わせの問題があって、多少時期がずれたということでございます。方向性としては新電力の活用ということで、経費の節減に取り組んでおります。

以上でございます。

内野委員長 阿古市長。

阿古市長 副市長がもうほとんどおっしゃって、話したわけなんですけども、基本的には平成29年度、非常に1,000万円以上を超える、減額をしております。これは明らかに新電力でございます。次年度800万円という一般質問の中で答弁がございましたけども、平成30年度、更にという

話で、そうしますとそのトータル分が、実は2カ年で減っている。それで、新電力を全てのところで導入できてるわけではございません。正直申しますと、非常に電力消費の多いクリーンセンターの部分は新電力導入ができてない。それは、余りにも電力量が多過ぎて、入札しても成立しないということでございます。平成28年ベースからいいますと、多分年間で3,000万円からの電力減にはなるんですけども、これはあくまで競争原理の中で発生することでございますので、実は、天理だとか前年にもう実施してるんですよ。新聞紙上には発表してませんが。それは、電力会社等が非常な競争をされた。その中で減が影響しているということでございます。市としては、必要な経費が少なくなるように今後とも競争原理を働かせた中で更なる削減ができるのかどうかというのは検討していきたいと思っております。

内野委員長 ほかに。

奥本副委員長。

奥本副委員長 1点だけ確認させてください。

14ページ、2款総務費の戸籍住民基本台帳費のところなんですけども、住民基本台帳システムの変更委託料がマイナスになってるんですけど、金額的に非常に小さいんです。普通こういうものというのは国の施策によって必ず変更するものやと私は思ってたんですけども、こういうふう途中で中止になるということはあるのでしょうか。内容的にどなんなかという確認が先だと思んですけども、お願いします。

内野委員長 西川課長。

西川市民窓口課長 市民窓口課の西川でございます。よろしく申し上げます。

委員ご質問の、住民基本台帳システム変更委託料の減額補正につきましてでございますが、こちらの方は、住民基本台帳等の旧姓併記に対応するためのシステム変更委託料でございますが、当初は763万9,000円を予算どりさせていただいておったわけでございますが、この中で住民基本台帳に関しましてはシステム変更をさせていただいたわけでございますが、それと同時に、印鑑証明に係る分につきまして当初予算どりをさせていただいておりましたが、そちらの委託料につきましては、国の補助金が見つからないということもありまして、私ども含めて7団体とNECの交渉の結果、減額となったものでございます。

印鑑証明のシステム変更につきましては、パッケージとなっております、NECの方で実施をしていただいております。

以上でございます。

内野委員長 奥本副委員長。

奥本副委員長 ということは、印鑑のところに係る部分が今回の減額ということなんですけども、国の補助が見つかなかったが今の答弁では、NECがそれをやってくれたと理解したんですけども、ということは、値段交渉次第によってこういうシステムの委託料というのは減らせるのかと。その辺、私初めて知ったんですけども、こういうシステムに関する開発のところは後からのそういう値段交渉できないと認識してたんですけど、できるのでしょうか。できるのであれば、ほかのどこもできるのかなというふうに思ってしまうんですけど、お願いします。

内野委員長 西川課長。

西川市民窓口課長 そちらの件でございますが、印鑑証明につきましては国の補助金が見つからないということで、7団体の中でも葛城市と田原本町が当初予算で計上しておりましたが、ほかの5つの団体さんが、当初予算では住民票に係る分のみを計上されておられた経緯もございまして、そちらの分をどうにか検討してもらえないかという形で交渉させていただいた結果、パッケージの中に既に含まれておるということで、何とかそれ相当分を減額していただいたような次第でございます。

以上でございます。

内野委員長 奥本副委員長。

奥本副委員長 今、話が若干違うようになるんですけど、パッケージに含まれてたということは、国の予算が見つからないということとは違いますよね。そもそも含まれてることに気づかなかったというのも、7市町村共同でやってるのにそういう情報共有ができなかったんですか。葛城市と田原本町だけがそれを知らなかったということなんですか。

内野委員長 西川課長。

西川市民窓口課長 印鑑証明につきましては、先ほども申し上げたと思うんですけども、当初の時点で国の補助金の対象にならない可能性が高いということで、5団体が当初予算の方で計上されておらなかったと。NECさんのお話ですと、全国的にパッケージとして開発をされた中で、一方で当初予算で計上させていただいてないものがあるので検討してくださいという形をお願いをさせていただいて、こういう結果になった次第でございます。

内野委員長 松村部長。

松村市民生活部長 住基、いろんなシステムの中でございますけれども、総務省の管轄であります住民票の関係と印鑑証明を司るところの場所の管轄の所管の違いもあるのかもわかりません。総務省の予算の中では当初から入ってなかった。だけど、印鑑証明についても旧姓を併記しようというのが国の考えでございましたので、同時にする方がということでNECに見積もりをとりますと、当初のパッケージの中では印鑑証明まではパッケージ化されてないという形で、うちの方は見積もりもとってNECに委託をしてきたわけでございます。しかしながら、今、課長の申しましたように、やはり全国的に印鑑証明についても併記しなければならないという流れの中で、NEC自身が開発元ではございません。もう一つ開発元がございませんので、そちらで開発したパッケージをNECが買い取りまして、市町村に合わせながらいただいております。その中のパッケージ改修した中では、開発元がパッケージに後で入れたという形でございます。結果的には不用になったという形での減額であろうというふうに考えております。

以上でございます。

内野委員長 奥本副委員長。

奥本副委員長 内容はわかりました。要は、私は何が聞きたかったかということ、今クラウドの業務を効率化するために7つの市町でやってますけども、果たしてこれがほんまに安くなってるかどうかという検証までできてるかということをお願いしたかったんです。実際に大元のシステム

があるわけで、それを各ベンダーごとに独自の開発にかかっている。そのいいところを選んでるわけなんですけども、その選択の基準というのは、はっきり言って誰もわかってないので、よそがやってるから飛びついてるという現状やと思うんです。その辺の精査というのは今後やっていただいたら、もしかすると今回の、これは小さい金額ですけど、それ以外のところで見積もりの差が出てくると思うんです。そのところを今後やっていただくと、システムのこの辺のところ、本来よくわからないけども、予算を削減できる可能性は必ずあると思うので、その辺、今後よろしくをお願いします。

以上です。

内野委員長 ほかにございませんでしょうか。

谷原委員。

谷原委員 先ほど再質問できませんでしたので、同じところでもう1回質問させていただきます。

16ページ、4款の2目塵芥処理費のところ、焼却灰等運搬処分委託料が500万円減額になっているということで、これについては、焼却灰そのものが減ったということでありました。昨年度から比べてどのように焼却灰がなってるのか。つまり、減ったことによって浮いたということでもありますから、市民の方々が、この間いろいろと分別とかもされて、容プラとかでされて、そういう分別の結果が出たのか。焼却灰が減った理由、またその傾向を、できたらお願いしたいと思います。

内野委員長 手持ち資料がないということですので後ほどでよろしいですか。

谷原委員 はい。

内野委員長 後ほどまたお調べいただいて、報告いただきますようよろしくお願いいたします。

ほかに質疑はございませんか。

谷原委員。

谷原委員 そしたら、歳入の方とか、そちらも幾つかお伺いしたいと思います。

まず、繰越明許費のところ、6ページです。4款衛生費、清掃費のところ、地域循環型社会形成推進事業というところで4,000万円の繰越明許費となっておりますけれども、この事業が何なのか、その見通し、これについてお伺いいたします。

それから、9款3項の教育施設災害復旧費の当麻スポーツセンター災害復旧事業ということで、これが3億5,700万円ほど繰越明許になってますけれども、これは屋根の修理かと思うんですけど、この進捗等を、繰越明許になっておりますので、ここを、どういう事情で繰越明許になったかも含めてお願いしたいと思います。

3つ目ですけども、これは歳入のところ、9ページの13款国庫支出金の1目民生費国庫負担金の2節児童福祉費負担金で、子どものための教育・保育給付費負担金というのが1億5,800万円減額になって、それが引き続き、13款国庫支出金、2項国庫補助金の2目民生費国庫補助金、補助金か負担金かということなんですが、そこは子どものための教育・保育給付費交付金となっております。これは1億8,000万円ということになっております。先ほどの負担金と交付金との関係です。それから、同じく県の支出金の方にも14款県支出金の1目民生費県負担金のところに、子どものための教育・保育給付費負担金4分の1ということであ

るんですけども、このところがどういうことなのかよくわかりませんので、どういう費目で、どういう出し入れになっているのかよくわかりませんので、説明の方をお願いできたらと思います。これ、3点です。

内野委員長 庄田課長。

庄田環境課長 環境課の庄田でございます。どうぞよろしく申し上げます。

ただいまの質問でございますけども、繰越しの内容なんですけども、破碎剪定枝等保管施設建設工事とストックヤード施設整備施工監理委託料を繰越しするということになります。事業の見通しといたしましては、平成30年度内に契約をいたしまして、平成31年度で竣工という形になる予定でございます。

以上でございます。

内野委員長 白澤課長。

白澤体育振興課長 体育振興課の白澤でございます。

當麻スポーツセンターの災害復旧工事の件でございますが、昨年9月の台風により、屋根の方が飛んでしまい、それから準備に取りかかるまでに時間の方がかかりまして、設計委託ということで設計の方にさせていただきました。当初は12月末の契約でとり行っていたんですが、何分ものがものなだけに1カ月の延長をとということでありまして、契約を変更しまして1月末に設計業務が終了いたしまして、それから入札の準備に入りまして、2月18日に1回目の入札を行いました。残念ながら、こちらの方は不落となりまして、3月8日に2回目の入札を行い、こちらで業者が決定しまして、3月11日に仮契約を済ませまして、それで、今回の3月議会に追加議案として上程させていただき議会の承認をいただきまして、それからの復旧工事に入らせていただく段取りでおります。

以上でございます。

内野委員長 井上課長。

井上子育て福祉課長 子育て福祉課の井上でございます。

ただいまの谷原委員のご質問でございます。

国庫負担金から国庫補助金へ、もう一つ、県費負担金から県費補助金へ、この部分についてご説明申し上げたいと思います。まず、こちらの子どものための教育・保育給付費につきましては、市内在住の児童が入所している市内私立保育園、市外の公立、私立保育園等に費用として支弁するもので、旧の保育所運営負担金でございました。この中で、今回ですが、今年度に入りましてから国のシステムが一部かえられたところによりまして、このような補正をさせていただくわけございまして、まず1点目は、今まで国庫支出金という名目で、その中から国庫負担金ということで国からいただいてましたのが、交付金ということに変更なさいました。それで、国庫につきましては、こちらの予算書を見ていただきましたら、まず国庫負担金、児童福祉負担金、減額で1億5,812万4,000円、これ、当初予算額でございます。その額を全て減額させていただく形になります。あわせまして、その下の13款2目民生費国庫補助金といたしまして、新たに1億8,015万5,000円を計上させていただくものがございます。こちらの中には、当初、先ほど申しました1億5,812万4,000円から1億8,015万

5,000円となりますので、2,203万1,000円の増額をさせていただくものでございます。こちらの分につきましては、補助率が上乘せになっております。今までは補助率が2分の1でございましたが、100分の52.875、3歳未満の児童に係る分でございますが、一部補助率が変わっております。

次に、県費の方でございます。県費につきましても、あわせて同じような状態になってございまして、まず10ページの県支出金の県負担金の中で7,906万2,000円を減額させていただいております。こちらは、当初予算全ての金額を減額したものでございまして、こちらにつきましても、その下の民生費県補助金の中で再度予算を計上させていただいております。計上額が8,205万4,000円でございます。名称は、施設型給付費等交付金という県の要綱に合わせまして、今回名称変更もしております。また、補助率におきましても国と同様、補助率が変わってございまして、こちらは補助率が4分の1から100分の23.5625に、こちらの分につきましては一部引き下げがございました。こちらの分につきましては、県費につきましては増額部分は299万2,000円ということでございます。

以上でございます。

内野委員長 谷原委員。

谷原委員 まず最初に、地域循環型社会形成推進事業については、平成31年には竣工するというところでございますので、これ、長くかかっているようでありましてけれども、これも補助金を受けての事業だろうと思うんです。これは滞りなくきちっと遂行していただきたいなということ、これはご意見だけ申し上げておきます。

當麻スポーツセンターについても、山麓線から見たらぼこっと穴が上にあいてるのを見て、これは早いこと何とかしてほしいなということで、市長の方も6月までには何とか早急にやりたいというご答弁もありましたし、入札がどうなっているのかなというふうに不安に思っておりましたけれども、3月8日の2回目の入札で決定して、仮契約までいったということで、これ、ぜひ早急をお願いしたいとご要望申し上げます。

最後の、子どものための教育・保育給付費の件ですけれども、負担金と補助金との違いということになるかと思うんですけど、ここはどういう違いがあるのか教えてください。すいません。

内野委員長 井上課長。

井上子育て福祉課長 子育て福祉課の井上でございます。

谷原委員の、名称の違い、どういった内容かというお問い合わせをいただいたところでございます。聞き及びますのは、今まで負担金ということで、必ず国において負担しなければいけないという認識のものでございました。こちらを交付金というのにかえられた経緯を担当の方が確認いたしますと、保育事業をなさるところ等から、国の方に納められた金額をそこに充てられたということでございます。そういったことによって、一部そういったお金が入っていることによりまして、新たに国の方では交付金交付要綱というのをつくられまして、その交付金交付要綱に基づいて支給をされているものでございます。今までと要綱をかえられたということでございます。

以上でございます。

内野委員長 谷原委員。

谷原委員 余りよくわかりませんでしたので、私も勉強いたします。

内野委員長 副市長。

松山副市長 副市長の松山でございます。

詳細については、もう少し国の方に聞き取りをさせますが、一番大枠のところだけ少し申し上げます。国庫支出金という大きな枠組みの中に、実は分類が3種類ございます。負担金と補助金と交付金でございます。従来、補助金というのが一番多かったわけでございますが、これは、必ずしも支出するものではなくて、補助の予算の範囲内で出すということで、補助要綱等で執行されているものでございます。従来からはこの割合が非常に多くて、実質的に補助金でもって国が地方をコントロールしているのかといった批判的な意見も受けていたものでございます。

一方で、負担金と申し上げますのは、これは、法律に根拠のあるものでございまして、一番典型的なものとしたしましては生活保護、これは国庫が4分の3入っておりますけども、こういった財源でありまして、ふえようが減ろうが一旦制度として決まった以上は出しますよと、これが負担金でございます。

保育についても、かつては児童保護措置ということで措置費の体系であったものの延長にございますので、負担金というそういったことがあったのかなど。交付金といいますのは、これは、そういったいろんな形で、いい表現をするときめ細かにですけども、悪くとりますと、地方にいろんな介入を国がしているのかといったことから、ある程度自由度の高い形の枠組みとして出せるものということで、交付金が最近国の中でも予算の額がふえているものでございまして、これは、基本的に大枠について地方が計画を上げて、その計画に合致をしておりますたらそれに対して出すということで、ある程度包括的にいただくものでございます。

あとは、多分国の方の予算計上の枠組みの中で、それぞれシーリングなりいろんな仕組みのある中で、どうも省庁によっては負担金の方が予算の確保がしやすいとか、交付金であれば確保ができるから、それとあわせて所要額を確保して地方の要望に応えやすくなるとか、どうも財務省との予算折衝の中でのそういった事情も多少はあるとは思いますが、今、私が申し上げましたのはあくまで一般論としての総枠の話でございます。今お尋ねの個別の件につきましては、今ここで答えできる情報が手元にございませんので、また担当課の方できちっとお調べ、研究いたしまして、またご報告させていただけるタイミングでご説明をしたいと存じます。

以上でございます。

内野委員長 谷原委員。

谷原委員 よくわかりました。私もこの間ずっと、私らも古い時代に生きてますので、補助金行政とか、補助金をとってくるということで一生懸命やってきたわけですけど、交付金というのがどうもぴんとこない。この間、道の駅の問題でもそうですけれども、交付金事業ということ

なので、言ってみれば、計画を上げて包括的に自由に地方で使えるということで、そういうふうに制度が変わっているのかなと思いました。保育の場合については具体的にどうかかわらないですけども、私立の運営負担金ということで出されるということですから、私立の方がどういう形でどうされるのか、計画を上げるのか、上げないのかよくわかりませんが、そういうことで今後財政を見ていく上で非常によくわかりましたので、そういう形に変わっていることを理解いたしました。

内野委員長 そしたら、先ほど谷原委員が質問された焼却灰が減った理由、答弁できますか。

津本補佐。

津本クリーンセンター所長補佐 クリーンセンター、津本です。よろしく申し上げます。

先ほどの谷原委員のご質問についてご説明させていただきます。

焼却残灰等の運搬処理委託料としてでございますが、年度当初につきましては、焼却残灰の埋め立てをする枠いっぱい予算を組んでおりました。その中で、こちらにつきましては、入札等によって金額の方も変わりました。あと、焼却残灰の量につきましては、平成29年度と比べましたら大体同量の数字となりますが、その数量で平成30年度の委託料を計算して今日、減額補正をお願いしたということでございます。

以上でございます。

内野委員長 谷原委員。

谷原委員 同量ということであります。万が一のことがあるから枠いっぱいというところだろうと思うんですけども、当初予算が1,500万円余りですよ。それで500万円の減額ということになってるわけですから、30%を超える予算の減額になるので、こういうのは見積もりとしてどうなのかなということがあるんです。予算を立てたらそれをちゃんと執行しようという考え方もあるし、できるだけ節約して残そうという考え方もあると思うんですけども、できるだけ正確な見込みをして、その分がほかの予算の方へ回って住民サービスに使えるというのが基本的にいいあり方なのかなと思うんです。減額については、例えば水光熱費で減らしたと。これは立派な努力だし、残灰が減っていくというのであれば、これも市民の努力、協力だったというふうに言えるんですけども、過大な見込みをして、それで結果として、実際には多過ぎたんだというふうなことになる、その分が本来使うべき行政のほかで使えたのではないかということがあるので、この点については、枠いっぱいとなればいけないことであろうかと思うんですけども、できるだけ正確な、過去の見通しのもとにタイトな予算を組んでいただいて、さらにそれを減らしていただくような努力をしていただいたら、非常に財政としてはいいのかなと思いますので、すいませんが、そういうことで意見を述べさせていただきます。

内野委員長 ほかにございますか。

西川委員。

西川委員 谷原委員がふれられましたけども、繰越明許、6ページの衛生費4,000万円、これ、地域循環型社会形成推進事業、これは、いろいろな経過があつて笛堂に建てる、今はストックヤードと言われてるんですけども、地域循環型の形成をするために補助金がついてる。これは、

広陵町と葛城市との提携でそういうふうなRDFによって、循環型社会を形成するための補助金で事業が進められていると思います。笛堂の件は、阿古市長になられてすぐのときか知らんけれども、枝や、それから農業用の野菜くずをちゃんと処理する施設として当初は建てていただきたいという計画が、いやいや、もうそれは要らんから、ほかの形でというふうな要望もあってストックヤードに見直して来ている。私が聞きたいのは、この補助金そのものは、1つは、平成30年度にきちっと業者を決めて、それで今年度で着工していかんと、これ、繰越しやってるけど、もし、業者が決まらんかったら、また繰越しできるのか。そここのところを答えてほしい。

それと、既に循環型社会の補助金を、笛堂の解体に既にもう使うてる分ある。全部で3億円かかっているのか知らんけど、1億円そこそこ使うてる分がある。そこの関連、もし、本年度中に契約できなかつたら返還が発生する。その返還が出てきたときに、広陵町との提携もあるわけで、広陵町も既に補助金を使うてる分がある。葛城市がそれをよう守らんかったいうて、広陵町の方にその影響が出えへんのかどうか。部長も相当苦勞していろいろなことをやってくれてるけれども、笛堂といろいろ交渉したときに、トップが出向いて、こういう交渉を何回かやったんか。夜討ち朝駆けでもやったんかということを知りたい。これが、もしかそういう補助金の返還になったら、トップの責任やと私は思っています。部長が何ぼ一生懸命やったって、部長の努力はわかるけれども、これはトップの責任ですよ。ここらはどういう見通しを立ててはるのかお聞きしたい。これ、また調査案件でも出てくるから、このことを調査案件で言おう思うてたんかどうかわかんけれども、そこらはどうですか。

内野委員長 松村部長。

松村市民生活部長 笛堂のストックヤードの件でございます。今言われておりましたように、調査案件の中でもご報告を申し上げようというところもございました。昨年12月にも報告もさせていただいた中でもございますけども、11月27日に最終、市長ともども笛堂の方に出向きまして、こういう形でお願いしたいというストックヤードのお話を持ってまいりました。その中で、12月末には笛堂区の方から、これで賛同しますというような書類も一応いただきました。それを受けまして最終的な設計に移ったわけでございますけれども、その中で今回繰越しさせていただきます部分の4,004万円の内訳でございます。工事の予算としては5,800万円でございます。それと、設計管理の方が500万円、そこへ補正を流用いたしまして524万円という金額でございます。この4,004万円でございますけども、5,800万円の工事を受注いたしますと、前払いの4割、これにつきましては平成30年度でお支払いしようというものでございます。この金額が、5,800万円ちょうどいたしますと2,320万円でございます。残りの60%、3,480万円、この金額と先ほどの管理の部分、524万円合わせまして4,004万円を繰越しという形での内容でございます。

西川委員のご心配の件でございます。最終的なペナルティーといえますか、この工事の契約の話でございます。今現在、3月4日に1回目の入札を行いました。入札の結果としては不調に終わったわけでございます。その中で再度設計の見直し、経営比率の見直し等を行いまして、3月27日には再入札をということで今しているところでございます。

広陵町への影響はということだけは、県の方に一度確認したところ、広陵町への影響はないと。今回のストックヤードのことでクリーンセンター本体からの影響はどこまであるのかということについても確認もいたしました。今回につきましては、除却費とストックヤード建設にだけ影響が出るという確認まではしております。

以上でございます。

内野委員長 西川委員。

西川委員 一緒に協力してきた広陵の方には影響ないということで、それはそれでええと思えますけど、この3月27日、年度末ぎりぎりですよ。私ほうまくいくことを願ってます。そやけども、入札の規定そのものがあるんやから、不落になる可能性もあるわけで、そのときには既に使うてる3億何ぼかかったうちの1億何ぼは影響で出てくると、こういうことやな。もしかのときは返還が発生する。3月27日の、もしかのことを言うて議論するのもおかしな話やから、努力してくれしか言いようないけども。そやけども、最悪の予想もしとかなあかん。そのときの手も打たなあかん。そうやから、いろいろと松村部長のいろんな努力は、わしわかっているんや。そやから、これははっきり言って、トップが判断してトップが責任とってください、こういうことを言うときたい。また調査案件でふれるならふれますさかい。

内野委員長 次の質問、どなたかおられますでしょうか。

(「なし」の声あり)

内野委員長 そしたら、すいません、私、1つだけ質問させていただきたいので、副委員長と交代させていただきます。

(正副委員長交代)

奥本副委員長 それでは、委員長にかわりまして、暫時委員長の職務を代行させていただきます。

質疑を行います。質疑はございませんでしょうか。

内野委員長。

内野委員長 16ページでございます。1つだけ質問させていただきます。3款民生費の13節委託料、胃がん検診の委託料なんですけれども、今回250万円の減額ということでございます。これ、当初、予定人数と実際の受診された人数、そして、この胃がん検診は多分2つに分かれるのではないかと思うんですけれども、胃カメラと普通のレントゲンとに分けて、そこもお聞きさせていただきたいので、よろしく願いいたします。

奥本副委員長 岩永課長。

岩永健康増進課長 健康増進課の岩永でございます。

胃がん検診の委託料の減額について説明させていただきます。胃がん検診は、おっしゃっているとおり、X線と今年から内視鏡の方の検診をしております。その中で、内視鏡検診の方なんですけれども、こちらの方が当初予定よりもかなり少なかったというのが一番の原因でございます。内視鏡の方が300人、当初予算で見えておりました。それに対しまして、決算見込みで言えば80件弱、70件台になるのではないかと予想しております。これによって、胃内視鏡の分の予算ですが、当初414万1,000円を見込んでおりました。決算見込みが125万3,870円ということで、288万7,130円が不用になってくるということで、決算見込みではそうなる

おります。ただ、胃がん検診の方なんですけども、こちらのX線の方は、今、件数を持って
ませんけども、実際には予算額を超えてるんです。それで、差額が、胃がん検診全体として
は732万4,000円を見越してた中で、475万7,640円決算見込みをしております。差額256万
6,360円、250万円減額という形にさせていただきました。

以上でございます。

奥本副委員長 内野委員長。

内野委員長 胃がん検診の検診率と、あとピロリ菌の受診率もわかれば教えていただけたらと思いま
す。

奥本副委員長 岩永課長。

岩永健康増進課長 胃がん検診の受診率ですけども、X線の方が、平成30年1月末現在で8.7%、そ
れから内視鏡の方が、同じく1月末現在で0.4%となってます。それから、ピロリ菌の方は、
すいません、なかなか一度受けた人は二度と受けられないということで、受診率というのは
求めにくいんですけども、ちなみに、平成29年度の決算では817人受けておられます。平成
30年度1月末現在では461人ということで、一生涯1回受けるということで、減ってる状態
でございます。

以上でございます。

奥本副委員長 内野委員長。

内野委員長 ありがとうございます。よくわかりました。また今後もがん検診の受診率向上に努めて
いただきますよう、よろしくお願いいたします。

奥本副委員長 それでは、ここで委員長の方に交代いたします。

(正副委員長交代)

内野委員長 ほかに質疑はございませんでしょうか。

(「なし」の声あり)

内野委員長 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

議員間討議を希望される方はいますか。

(「なし」の声あり)

内野委員長 ないようであれば、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

内野委員長 討論ないようなので、討論を終結いたします。

これより議第10号議案を採決いたします。

本案の関係部分を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

内野委員長 ご異議なしと認めます。よって、議第10号の関係部分は原案のとおり可決することに決
定をいたしました。

次に、議第11号、平成30年度葛城市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）の議決につ
いてを議題といたします。

本案につきまして、提案者の内容説明を求めます。

松村市民生活部長。

松村市民生活部長 それでは、議第11号、平成30年度葛城市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）のご説明を申し上げます。

補正予算書の1ページの方をお願いしたいと思います。

まず、第1条では、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ4,083万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ38億2,614万7,000円とするものでございます。

それでは、事項別明細書の5ページの方をお願いしたいと思います。

まず歳出からでございます。2款保険給付費、1項療養諸費、2目退職被保険者等療養給付費では、19節負担金補助及び交付金として1,500万円の減額、3目一般被保険者療養費では、19節負担金補助及び交付金として300万円の追加、4目退職被保険者等療養費では、19節負担金補助及び交付金として50万円の減額でございます。

次に、同じく保険給付費、2項高額療養費では、2目退職被保険者等高額療養費では、19節負担金補助及び交付金といたしまして200万円の減額でございます。

次に、5項出産育児諸費でございます。1目出産育児一時金では、19節負担金補助及び交付金といたしまして840万円の減額、2目審査手数料では、12節役務費といたしまして4,000円の減額でございます。

下のページに移りまして、次に、3款国民健康保険事業費納付金、1項国民健康保険事業費納付金、1目国民健康保険事業費納付金では、19節負担金補助及び交付金といたしまして1,793万3,000円の減額でございます。

続きまして、歳入に移ります。4ページをお願いします。

1款国民健康保険税、1項国民健康保険税、1目一般被保険者国民健康保険税といたしまして、1節医療給付費分現年課税分では1,400万円の減額、2節後期高齢者支援金分現年課税分では300万円の減額、2目退職被保険者等国民健康保険税といたしまして、1節医療給付費分現年課税分では680万円の減額、2節後期高齢者支援金分現年課税分では190万円の減額、3節介護納付金分現年課税分では210万円の減額でございます。

次に、3款県支出金、1項県補助金、1目保険給付費等交付金では、1節普通交付金といたしまして1,730万4,000円の減額でございます。

次に、5款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金、1節一般会計繰入金といたしまして426万7,000円の増額でございます。

以上でご説明の方を終わらせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

内野委員長 これより質疑に移ります。

質疑はございませんでしょうか。

（「なし」の声あり）

内野委員長 質疑がないようなので、質疑を終結いたします。

議員間討議を希望される方はいますか。

(「なし」の声あり)

内野委員長 ないようであれば、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

内野委員長 討論ないようなので、討論を終結いたします。

これより議第11号議案を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

内野委員長 ご異議なしと認めます。よって、議第11号は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

次に、議第14号、平成30年度葛城市後期高齢者医療保険特別会計補正予算(第1号)の議決についてを議題といたします。

本案について、提案者の内容説明を求めます。

松村市民生活部長。

松村市民生活部長 それでは、議第14号、平成30年度葛城市後期高齢者医療保険特別会計補正予算(第1号)についてご説明申し上げます。

1ページをお願いします。

まず、第1条では、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ511万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億2,151万9,000円とするものでございます。

それでは、3ページの事項別明細書をごらんください。

事項別明細書、上が歳入、下が歳出でございます。まず、下段の歳出からでございます。

2款後期高齢者医療広域連合納付金、1項後期高齢者医療広域連合納付金、1目後期高齢者医療広域連合納付金では、19節負担金補助及び交付金といたしまして511万9,000円の追加でございます。

次に、歳入、上段でございます。歳入、1款後期高齢者医療保険料、1項後期高齢者医療保険料、1目特別徴収保険料では、1節現年度分特別徴収保険料といたしまして425万7,000円の減額、2目普通徴収保険料では、1節現年度分普通徴収保険料といたしまして937万6,000円の追加でございます。

以上、ご説明の方を終わらせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

内野委員長 ただいまの説明願いました本案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

谷原委員。

谷原委員 歳入のところですけども、今、特別徴収保険料、それから普通徴収保険料とおっしゃっていただきました。1つは、確認ですけども、特別徴収、普通徴収というのが何かということをお教えしていただきたいのと、この、補正額がそれぞれ、特別徴収の方は400万円を超える減額、収入がなかったという見込みです。それから、普通徴収はそれに対して倍以上の

900万円余りがふえてると。これは、高齢者世帯の何かの傾向だろうと思うんですけども、非常に見込みが大きく違っているということがありますので、どういうことでこういう判断をされて、何でこういう大きな見込み違いになったのかというところ辺を、そこで何か特徴的な高齢者世帯の大きな変化があるのかどうか、わかる範囲でお聞かせください。

内野委員長 東課長。

東 保険課長 保険課、東でございます。よろしくお願いたします。

ただいまの谷原委員のご質問にお答えをさせていただきます。

まず、特別徴収保険料ということでございます。これにつきましては、年金からの天引きと申しますか、年金から引かれる分でございます。続きまして、普通徴収にしましては、納付書で納付していただくとか、また口座振替によるものでございます。それで、なぜこのような差があるのかということでございますけれども、新規の方につきましては、まずは普通徴収から始まります。ということで、普通徴収の方が大きい額になっているということでございます。それと、あと、平成30年度当初予算に比しまして、このように保険料が減額したために補正するものなんですけれども、死亡とか、あと、また転出、そして所得の減による所得割の減額、また介護保険料率の改正等に伴いまして、特別徴収から普通徴収に納付方法が変更になったこと等が考えられます。

以上でございます。

内野委員長 谷原委員。

谷原委員 ありがとうございます。

内野委員長 ほかに質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

内野委員長 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

議員間討議を希望される方はいますか。

(「なし」の声あり)

内野委員長 ないようであれば、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

内野委員長 討論ないようなので、討論を終結いたします。

これより議第14号議案を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

内野委員長 ご異議なしと認めます。よって、議第14号は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

次に、議第12号、平成30年度葛城市介護保険特別会計補正予算（第3号）の議決についてを議題といたします。

本案につき、提案者の内容説明を求めます。

巽保健福祉部長。

異 保健福祉部長 保健福祉部の異でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、私の方から、議第12号、平成30年度葛城市介護保険特別会計補正予算（第3号）につきましてご説明申し上げます。

お手元の補正予算書、まず1ページをごらんいただきたいと思います。

歳入歳出予算の補正でございます。第1条では、保険事業勘定におきまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ358万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ28億3,208万4,000円とするものでございます。

次に、事項別明細書の歳出よりご説明申し上げます。5ページをお願いいたします。

保険事業勘定の歳出でございます。

4款基金積立金、1項基金費、1目介護給付費準備基金積立金では、25節積立金として358万1,000円の追加でございます。

続きまして、保険事業勘定の歳入でございます。戻っていただきまして4ページをお願いいたします。

3款国庫支出金、2項国庫補助金、5目保険者機能強化推進交付金では、1節保険者機能強化推進交付金としまして358万1,000円の追加でございます。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議の方、よろしくお願ひ申し上げます。

内野委員長 ただいま説明願ひました本案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

内野委員長 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

議員間討議を希望される方はいますか。

（「なし」の声あり）

内野委員長 ないようであれば、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

内野委員長 討論ないようなので、討論を終結いたします。

これより議第12号議案を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

内野委員長 ご異議なしと認めます。よって、議第12号は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

次に、議第13号、平成30年度葛城市下水道事業特別会計補正予算（第2号）の議決についてを議題といたします。

本案につきまして、提案者の内容説明を求めます。

西口上下水道部長。

西口上下水道部長 上下水道部、西口でございます。よろしくお願ひいたします。

ただいま上程いただきました議第13号、平成30年度葛城市下水道事業特別会計補正予算

(第2号)につまましてご説明申し上げます。

予算書の1ページをお開き願います。第1条としまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ299万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ15億8,329万1,000円とするものでございます。

それでは、歳出予算から説明させていただきますので、事項別明細書の5ページをお願いいたします。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、19節負担金補助及び交付金で、流域下水道維持管理費負担金として299万3,000円を追加補正するものでございます。

続きまして、4ページをお願いいたします。

歳入予算について説明させていただきます。

1款使用料及び手数料、1項使用料、1目下水道使用料で529万円の追加、3款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金で229万7,000円を減額補正するものでございます。

以上、簡単ではございますが、補正予算の説明とさせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

内野委員長 ただいまご説明願いました本案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

谷原委員。

谷原委員 単純な質問なんですけども、歳出のところで、1款総務費、1目一般管理費ですが、流域下水道維持管理費負担金について、特定財源その他というふうになっているんですけども、特定財源その他というのはどういうものなのでしょうか。それをお聞かせ願いたいんですが。

内野委員長 井邑課長。

井邑下水道課長 下水道課、井邑でございます。よろしくをお願いいたします。

ただいまのご質問にお答えさせていただきます。

補正額の財源内訳で、特定財源その他299万3,000円、このその他と申しますのは、下水道使用料のことを指しております。

以上でございます。

内野委員長 谷原委員。

谷原委員 ありがとうございます。

内野委員長 ほかに質疑はございませんか。

西川委員。

西川委員 直接この補正予算にはかかわる質問ではないんですけども、先ほどの一般会計の補正予算の衛生費の中でし尿処理費にふれさせていただきましたけれども、今いろいろと下水道も努力されて、それで、清掃事務組合への負担金も、その計算方法も変わったんかわからんけれども、下水道が普及して行って、そこへ持ち込む量も減ってるから、それがだんだん負担金も減ってきてると、これはええ方向やなと思うんですけども、私は、予算の特別委員にも入ってるんで、その予算にも出てくるんでそのときに質問してもよいかと思いますが、今教えてほしいのは、当初からずっと整備率と普及率そのものが頭打ちになってきているのか、ま

だまだ努力によって、し尿処理、下水へつないでもらうという、そういう努力をするところはまだまだあるのかどうか。管は引いてあるけれども、なかなかそこが下水へつないでもらわれへんと、こういうふうなところもあるわけで、それら辺は今どんな状態なのか教えていただけますか。

内野委員長 井邑課長。

井邑下水道課長 下水道課、井邑でございます。

今のご質問にお答えさせていただきます。

まず、管の整備状況、人口普及率でございますが、平成29年度末におきましては98.96%となっております。今後の見込みといたしまして、平成30年末には99.1%、平成31年末見込みでは99.3%を見込んでおるところでございます。下水道事業計画の中期目標、これ、平成36年度末を想定しておりますが、今、人口普及率を99.9%とする目標を掲げております。ですので、ほぼ下水道事業のメイン整備あるいは市街地におきましての整備はほぼ完了しております。あと残っておりますところが市街化調整区域に点在しておるところ、あるいは川越し等によりポンプアップによる方法しかとれないような地形的条件の合わないところが現在残っておりますという状況でございます。

一方、水洗化率でございますが、こちらも人口水洗化率におきましては、平成29年度には91.63%、平成30年末見込みといたしまして92.3%、平成31年度末見込みとして92.9%を見込んでおるところでございます。現在、水洗化の促進等について努力しておりますが、中には経済的な理由であったり、あるいは老人世帯の方については、投資の効果が見出せない等の理由により、いまだ水洗化していただけてないご家庭もございますが、今後とも水洗化促進に向けまして努力していきたいと考えております。

以上でございます。

内野委員長 西川委員。

西川委員 水洗化率はだいぶ上げてきてもうてるんやけども、93%がほぼ限度かなという見通しかな。先ほどおっしゃった、これは行政側の判断で、不公平、不平等が生じたらあかんのやろうけれども、当初は、水洗化率を上げようというか、普及させていこうとして下水道に接続したら5万円の補助を出していた。それら辺の努力として、どうも経済的な事情なり、いろんな事情で水洗に切りかえられへんというふうなところは、今後手を打っていくつもりがあるのか。

内野委員長 井邑課長。

井邑下水道課長 下水道課、井邑でございます。

ただいまのご質問でございますが、確かに5万円の水洗化されたときの補助というのは、供用開始後3年以内に接続された方につきましては、現在も継続して交付しております。ただ、平成27年度、平成28年度、平成29年度の3カ年間におきましては、3年以内というのを緩和いたしまして、3年以上の方にも5万円の補助金を出してまいりました。今現在、平成30年度以降については、拡大して適用しておりました補助金についてはなくなっておりますけれども、平成29年度には、まず事業所に対しまして個別訪問による勧奨を行ってまいりました。平成30年度におきましては、全戸に対しまして勧奨通知を配布いたしております。平成31年

度におきましても、勸奨通知を送付いたしますとともに、現地へ赴いての勸奨活動も継続して進めてまいりたいと思います。その中で接続に対して啓発を根気よく続けてまいりたいと思っております。

以上でございます。

内野委員長 ほかに質疑はありませんか。

谷原委員。

谷原委員 関連の質問になろうかと思うんですけども、1つは、先ほどあった水洗化率のところ、経済的理由及び老人世帯というふうにありましたけども、浄化槽を設置されてる方がおられて、その方々が、自分たちは浄化槽でやってきたということで、それを継続して使われている方等もあるのではないかなと思うんです。また、浄化槽については、例えば下水管に接続するとき、家の基礎まで断ち割っていかないと、とてもじゃないけどできないというふうなところがあって、基本的に浄化槽がどれぐらいあるのかということの把握はなさっているのでしょうか。くみ取り式の方以外にも浄化槽の方も結構おられるのではないかなと思うんですけども、その点はわかっているのでしょうか。

内野委員長 井邑課長。

井邑下水道課長 下水道課、井邑でございます。

ただいまのご質問に対しましてお答えさせていただきます。

こちら、環境課が作成した資料でございますが、葛城清掃事務組合に時点報告をしておる資料によりますと、浄化槽世帯が1,163世帯となっておりますところでございます。

以上でございます。

内野委員長 谷原委員。

谷原委員 こういう浄化槽の方々の要望として一番多いのは、補助がなくなったと。つまり、浄化槽を清掃するために、今、業者に頼んで2年に1回ですか、浄化槽そのものを、汚泥をくみ取るというふうなことをしなければいけないと。くみ取りの方は、言ってみれば、市の補助が入って、差額分、業者とそれぞれの家庭が払われる金額の間に差があって、その分を市が負担しているわけですけど、浄化槽の方はそういうことについての補助がないということで、今後、先ほどありました、水洗化を進める上でどこまでというところで浄化槽の問題が残るのかなというふうに思いました。

それと、これは意見になるんですけども、水洗化を進めていく上で、補助金の問題ですけども、3年以内にというところを緩和してということでもありますけれども、私びっくりしたのは、先ほどの補正予算のところでありましたけれども、組合の方への分担金が600万円ぐらい減額になってましたので、意外とくみ取りを水洗化していくことによって分担金の費用がかなり大きく減るんだなというので驚いたんです。それで、そういうところから見たら、損益分岐点を計算してもいいのではないかなというふうに思うんです。つまり、補助金を結構20万円、30万円、市が出費しても、その後の組合の方への支出が減るとかいうことであれば、5万円だけではなくて、多少とも上乘せしながら水洗化の方へ誘導できるのかなというふうなことを思いましたので、何とか水洗化率を上げていくということも大事だと思います

ので、よろしくご検討をお願いできたらと思います。とにかく経済的な問題もありますので、水洗化率を高めるために引き続き努力をお願いしたいと思います。

内野委員長 ほかに質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

内野委員長 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

議員間討議を希望される方はいますか。

(「なし」の声あり)

内野委員長 ないようであれば、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

内野委員長 討論ないようですので、討論を終結します。

これより議第13号議案を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

内野委員長 ご異議なしと認めます。よって、議第13号は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

次に、議第15号、平成30年度葛城市水道事業会計補正予算（第2号）の議決についてを議題といたします。

本案につきまして、提案者の内容説明を求めます。

西口上下水道部長。

西口上下水道部長 上下水道部、西口でございます。よろしくお願いたします。

ただいま上程いただきました議第15号、平成30年度葛城市水道事業会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。

予算書の1ページをお願いいたします。

本補正予算の主な内容といたしましては、県水受水費の減額による補正でございます。第2条収益的収入及び支出では、収入の補正はございません。支出の第1項営業費用で1,652万4,000円を減額いたしまして、水道事業費用の総額を7億528万2,000円にするものでございます。

次に、収入支出の見積もり基礎に基づきましてご説明申し上げます。6ページをお開きください。

1款水道事業費用、1項営業費用、1目原水浄水費の34節受水費において1,652万4,000円の減額をするものでございます。

以上、簡単ではございますが、補正予算の説明とさせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

内野委員長 ただいま説明願いましたが、本案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

谷原委員。

谷原委員 6ページのところですけれども、収益的支出のところでは先ほど説明がありました受水費です。原水確保による減額ということなんですけれども、葛城市の場合は自己水と県水とあるわけですけれども、これについて受水費用、これは、この金額を見ると、県水の利用率が減ったのかなというふうに思うんですけれども、県水をこれぐらい受け入れる予定でこれぐらい減ったのか。その内訳をお聞かせ願いたい。

内野委員長 福森課長。

福森水道課長 水道課の福森です。どうぞよろしく願いいたします。

ただいまの谷原委員のご質問にお答えさせていただきます。

当初、平成30年度の県水におきまして、予算の段階で県水140万トンで、申し込みとしては120万トンと申し込んでいましたが、先ほど部長の方から説明ありましたように、夏場の台風等により原水が確保できましたので、140万トンから123万トンの減額。120万トンにつきましては、県水の申し込みベース120万トンと、あと残り、緊急事態を想定いたしまして、予備費として3万トン、合計で123万トンの見込みで、17万トンの減額によるものでございます。

金額としては1,652万4,000円となっておりますけれども、これにつきましては、葛城市の基準水量が111万9,000トンとなっておりますので、それを超える分につきましては、1トン当たり90円の単価となっておりますので、17万トンに単価90円、それに消費税を掛けさせていただきます。合計で1,652万4,000円、この減額に伴うものでございます。

以上でございます。

内野委員長 谷原委員。

谷原委員 県水の120万トンを超えるものについての90円、これは単価ですよ。この単価は今年からなのかということが1つ。

それから、県水購入の仕組みなんですけれども、140万トンを申し込んで、実際に使った量で払っていくということなんでしょうか。それとも140万トンを先に購入してなのか。どういう仕組みになってるのか、そこら辺、どういうふうな形で県水とのやりとりをやってるのかということをお聞きします。自己水優先で県水を調整してるのかということなんです。その3つお聞きします。

内野委員長 福森課長。

福森水道課長 まず、90円の件について説明させていただきます。奈良県の方で定めています奈良県水道用水供給規程第5条第1項による既定の算出によります。これにつきましては、過去4年間のそれぞれ自治体の1日の最大給水量、例えば葛城市でしたら、平成28年度の給水量が1万3,719トンで、平成27年度が1万3,682トン、平成26年度が1万3,801トン、平成25年度が1万4,800トン、過去4年間の平均値を出して係数を掛けた形の基準水量が、毎年111万2,000トンという形、これにつきましては、毎年9月に県の方から最大給水量を決算で報告しますので、最大給水量の過去4年間の平均をとった、そこに係数を掛けた形で、各自自治体によってももちろん基準水量は違いますので、それに基づいて、その超えた分に関しましては一応90円という形で、2段階の料金制ということになっております。

続きまして、県水の受水量の決め方ですけれども、受水しているタンク、3カ所ありまして、事務所にある竹内浄水場、それから、給食センターの上に寺口の受配水池があります。あと、忍海地区に配水している平岡地区、これにつきましてはほぼ県水100%ですが、その3カ所で過去の使用料とかいう形で、一応年間どれくらい使われるかというのを月ベースで出させていただいて、水量掛ける12させていただいて、もちろん地元のご協力によって原水の確保もありますので、それを調整しながら一旦9月に仮給水はさせていただきます。その後いろんな情勢を鑑みて、2月に本給水という形で申し込みをさせていただいているということが現状でございます。

あと、自己水につきましては、もちろん単価的に130円という単価ですので、なるべく地元の協力によって原水が確保できれば、自己水優先という形にさせていただいて、そこで不足する分につきましては、県水で補うという形をとっています。なるべく自己水の割合をふやして、県水の割合をなるべく減らしたいという思いはありますが、天候の状態も鑑みて計算をさせていただいております。

申し込み水量につきましては、平成30年度につきましては120万トン申し込んでますので、それ以上は必ず使わなければならないというルールになってますので、今年120万トンの予定で計上します。

以上でございます。

内野委員長 谷原委員。

谷原委員 1つは、夏場雨が降って自己水を確保しやすいということで、葛城市の水道においては、基本的に自己水を確保した上で足りない分を県水で補っていくと。したがって、今年については1,600万円支出が少なくなるということで、これは葛城市民にとってはうれしいことやなと思うんですけども、県水のあり方については、先ほどありましたように、仮給水と本給水という形で、最終的に申し込んだ分については、それについてはきちっと支払うということで、今年123万トンということでありました。こういうふうに丁寧に調整しながら県水を、県水は高いですから、その点で自己水を中心にこういう形で経費を節減されていることについては敬意を表したいと思います。

以上です。

内野委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

内野委員長 質疑がないようなので、質疑を終結いたします。

議員間討議を希望される方はいますか。

(「なし」の声あり)

内野委員長 ないようであれば、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

内野委員長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第15号議案を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

内野委員長 ご異議なしと認めます。よって、議第15号は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

以上で本委員会に付託をされました議案の審査が終了いたしました。

暫時休憩をさせていただきます。

休 憩 午後3時05分

再 開 午後3時15分

内野委員長 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

続きまして、本委員会の所管事項の調査案件についてであります。

初めに、ごみの減量化に関する諸事項についてを議題といたします。

本件につきまして、理事者より報告願います。

松村市民生活部長。

松村市民生活部長 先ほどの補正予算の中でも出てきましたけども、12月に同じような報告をさせていただきました。その中で、それから後がどういう形になっているか、どういう進捗状況かということのご説明を申し上げようということでございました。重なる部分もございませうけれども、11月7日、区長なり役員さんらと協議しながら、再度笛堂の方へご説明に上がりたいということで、先ほど言いました11月27日に笛堂の方に説明会に、市長ともども参りました。

それから後にも再三、区長並びに土地改良区の皆さんと野菜研究会も含めまして、再度お話を差し上げました。その中で12月20日には、区長の方から、おおむね区の方は同意がとれましたということで、建設に向けての同意書という形のものを持参いただきました。その中で、土地改良区の方といたしましては、別に同意書まで必要もないわけでもございましたけども、最終、排水等どういう流れになるかということでございましたので、その方もご説明申し上げまして、そこからなかなか話が進みませんでした。1月21日に、土地改良区の方の理事長にご来庁いただきまして、放流の同意もいただきました。これから後に開発行為なり建築確認の申請をいたしまして、3月4日、1回目の入札という形で進めたわけでもございます。残念ながら不落に終わりました。2回目は、10日間の計算期間という形を与えまして、3月27日の入札予定でございます。

以上、簡単でございますけれども、経緯のご説明とさせていただきます。

内野委員長 ただいまご報告を願いましたが、このことについて何か質問等ございませんか。

西川委員。

西川委員 さっきも言うたように、27日を待って、ほんで、これどないすんねんという期間がないやんか。平成30年度に、これ、不落になって発注できへんだら、この繰越しは再度繰越しできるんですか。

内野委員長 松村部長。

松村市民生活部長 今回進めております地域循環型のこの計画でございますが、本来、地域計画は5

年間という計画でございました。延長ができるという形で2年延長したものが、平成30年度がちょうど7年目ということで再延長がきかないということで、今回の計画につきましては、今年度計画期間中に着工しなければならないという内容でございます。

ここで違うところが、当初は広陵町と葛城市の地域計画でした。その中で広陵町が今度、天理市を含める山辺、向こうのごみ施設の方に計画が行くということになりましたので、葛城市も広陵町に引きずられながら、供用する部分だけは天理市を含めた、全部で12、3ありました、その中の計画の1つとして上がっているわけでございます。これのエンドが今回平成30年度。天理市といたしましては、まだこれから施設をつくられるので、第2次計画を平成31年度から今度される予定でございます。

以上でございます。

内野委員長 西川委員。

西川委員 葛城市としては、今年度でこれは今度は繰越しはできやんということですよ。はっきりと入札要件というのがいろいろとあるわけですよ。不落になる要件、また入札という形とられへんといういろんな想定できる中で、葛城市としては平成30年度に契約して着工をしていかんと、既に解体で使うてる1億1,000万円ほどのお金は国へ返さんなんと、そういう事態になるんですな。そこははっきり説明してください。

内野委員長 松山副市長。

松山副市長 副市長の松山でございます。

西川委員の方からお問い合わせもいただき、ご心配いただいておりますが、委員おっしゃるとおりでございます。今までそれぞれの時点でそれぞれの市役所側の担当者、あるいは地元の関係の方々、その時点、時点でのそれぞれの中で最善の努力をして結論を出してきた結果ではございましょうが、結果的にはこういったことでぎりぎりのタイミングになってまいっております。ただ、1回目の手続につきましても、これはやはり競争をして入札をしようということで手続にのっとりやっただけでございます、残念ながら不落といいますか、競争いただけるだけの業者がそろわなかったということの中で、2回目の、これも過去からの運用にのっとりまして、あるいは葛城市の入札関係のルールにのっとりまして、可能な見直しをして2回目のチャレンジをします。これが結果的に3月27日ということになるわけでございます、まずはこの27日で2回目成立するように最善の努力をしている最中でございます。余りそのとき、これでもだめだったらということについては、今の時点ではそれを想定してということは申し上げられないわけではございますが、いずれにいたしましても、その時点、時点で市のとり得る最善の判断をしながら、このことについて執行をしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

内野委員長 西川委員。

西川委員 今、副市長が答弁していただいた。市として考えられることはいろいろ考えてやると。それはそういうふうにしてほしいわけです。私が言うてるのは、入札要件が整わへんとか、競争入札の形が整わないとか、そんなしゃくし定規なこととされるのなら、その方向で行きな

はれと。そやけれども、そんなん言うてる場合と違うやろ。それを議会にもちゃんと相談しながらやってくれやということです。それを、いやいや、初めに決めたように、ちゃんとした入札をせんと、これはもう流れてもええねんとおっしゃるんなら、その方向でやはったらよろしい。私はそんなこと言うてるのとちやうからね。そこらは副市長、考えられる限りのことを考えて、それで議会ともきちっと相談をしながら、1億何ぼも返還するのやったら、ちゃんと考えたやり方をした方がええんとちやうかと。何も不正するのちやうんやから。そこらは議会の方も、それこそ市長言わはる車の両輪というんなら、議会の方にもきちっとその説明をして、そっちの方向へ持っていけるもんなら、市として最善の考えられる形をとったんやというのを、その時点で議会とも相談しながら進んでほしいというのが私の意見でございますので、市長、そこらはどうですか。

内野委員長 阿古市長。

阿古市長 行政として最善の方法を模索してまいりたいと思います。ご意見は参考にさせていただきます。ありがとうございます。

内野委員長 ほかに。

谷原委員。

谷原委員 2点ほどお聞きします。

1つは、これまでの笹堂の経過を見てみますと、地元住民の方、それから区の区長を初め、野菜研究会等の方々の希望、ここがどうもしっくりいってなかったのかなど。その中で取り下げがあったりして、堆肥化施設からその後どうするんやということで、いろんな設計の変更があったりして、非常に長引いたということがあろうかと思えます。私が気になっているのは、区の同意を最終的にとりましたと、土地改良区についても同意いただきましたと。それに対して、区民の方に対して何らかの説明が、区会役員からあったか、あるいは全体であったか、何かそういうものがあったのかどうかということをお聞きしたいんです。

2つ目は、西川委員のような考え方もあろうかと思えますけど、一応競争入札でやるということでここまで頑張ってきて、最後、3月27日の入札ということでこれはかけられるわけですから、その結果がどうなるかということは、またご判断いただくとは思いますが、単純な質問なんですけども、入札が不調になった場合、また、今、設計変更とか計算期間とかおっしゃったんですけれども、これは金額を何らかの形で変更するということなんでしょうか。変更して入札を新たにかけるということなのか。そもそも当初の設計は決まってるわけですから、こういう入札のあり方が一体どういうやり方なのかということ、これは単純な質問ですけれども、お聞きしたいと思えます。

内野委員長 松村部長。

松村市民生活部長 まず1点目の、地元への周知ということで、当方からは周知の方はできてないのが実情でございますけれども、地元の方と最終同意をいただく流れの中では、当然市長も現場に出向いた中で取り決めをきちっと交わしていきたい。そのときに出た質問につきまして、前回の委員会でもお話ししましたけれども、やはり騒音問題がどうであるとか、公害的な問題があったときにどうするねんということが出ましたので、そのときには操業を必ず停

止させていただいて、問題の解決を図るまでは再稼働はしませんというようなことの中で問題を解決していくということでした。そのことを明文化する意味で取り決めをしたいということでしたけども、まずは1回目の協定というか、その中では今の騒音の問題も書かせていただきながら、今の予定でいきますと秋ごろに完成であろうということで、実際に操業する前には、市が直営するのか、どこかに委託するのかと、いろんなことも出てくると思います。どういう形の操業の内容によってはということで、再度、細部の協定を1度させていただこうというような内容で、春にはおおまかな建設に向けての一旦取り決めだけをさせていただくという約束をしながら、今、同意をいただいたところでございます。

もう1点の、入札に関して事業者に期間を10日なり与えるとかいう話でございました。これは、設計書に基づきまして、業者がこの数量に関して幾らかかるかという金額をはじく期間として10日を与えるということでございます。相手に積算する期間を与えるということで10日と言ったものでございます。

以上でございます。

内野委員長 谷原委員。

谷原委員 計算期間として与えるという期間であるということですね。入札がきちっと行われるに越したことはないと思いますので、そういうことを願っておりますけれども、地元の問題です。これ、今回に限らず、消防の件も出ておりますけれども、公共施設をどこかへ持っていくときに、確かににおいがするというので、最初、堆肥化施設も大きな問題になって、その後、違う形で受け入れていただくということで、特に大きな反対が起きるとかいうことではないので、地元の方もある程度了承してるのか。それは、そういう判断で市としては動いていくということだろうと思うんですけれども、いろいろと公共事業をやっていくのは難しいなと私自身は、この堆肥化施設の問題を巡って、これから消防署の問題についてもいろいろ市民の方からいろんな動きがあるということを知っておりますので、区長印があればゴ—ということにはなるんだけれども、区会の役員さんと地元住民の皆さんが、何らかの形できちっと納得していただけないと難しいところがあるのかなというふうに思いました。今後、この堆肥化施設、1つの教訓であろうと思うんですけれども、ここに至るまで、区会役員さんの願いで取り下げとかいうことがあったり、住民の方といろいろあったわけですから、こうしたことについていろいろと考えていく材料があったのかなと、これは感想になってしまうんですけれども、これがうまくいけばそれに越したことはないと思いますので、ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

内野委員長 西川委員。

西川委員 さっき部長は、市長と一緒に説明に行って、それで地元の同意をもらって、何回か会合を開かかって、それで時間がかかってたんは、水利組合は水のことで、会合を開かかって水利組合の印鑑をもうたということは、地元の心配は、市長も行ってなくなったということですよ。今聞いてるところによると、原理原則にのっとって入札をやってもらうのはそれでええんや。普通は一般競争入札ですよんか。それをやっていけるんか。3月27日にやろう思うてるのは指名競争入札なのかどうなのか知りません。そやけど、1回不落になってるいう

ことを心配してるわけやん。そこんところを、議会がそんなことを言うていいのかわかりませんが、私は、どう思われてもかまへんで言うてますが、それは原理原則でやって、ちゃんと入札しなはれというのは議員の立場かしらんけれども、そやけど、そんなことじゃなしに、副市長が言うてるように、いろんなことを考えて、市として最善の考えを持って臨んでいきたい。1億何ぼも国庫へ返さんような話にならんように、最善のことを考えたいと言わはんのやったら、議会の方とも協議をしながら進めはったらどうですかと、言うてるんです。

内野委員長 それでは、ほかに。

藤井本委員。

藤井本委員 この件について議会も、この委員会としても、もう日もないし心配してるというところは皆さん方に伝わったであろうと思います。最善を尽くすという市長の言葉にあったように、議会としては最善を尽くしてくださいと、こうなるんですけども、もう一つ心配してたのは、広陵町との地域計画の関係を心配してましたけど、先ほど部長の方からご丁寧に、ご説明もございまして、間違ってたなら教えてほしいんですけど、天理市というのは奈良モデルで行う広域のところへ広陵町は入られるという、そういう意味なんですか。そこに広陵町も行かれる。それはそれでええねんけど、そうしたら……。

広陵町からの助燃剤は、その後どうなるのか。広陵町との関係がなくなることについては、余り考えなくてもよろしいねんというものなのか。まだ先の話ですけども、せっかくですからご説明いただきたい。

内野委員長 松村部長。

松村市民生活部長 まさに奈良モデルいうか、その分でございます。広陵町のRDFを助燃剤に使わせてもらっています。広陵町が建築後15年で今の焼却場を延長できないというのが決まっているようでございます。ということで、次の計画に向けて、単独でいくのか、どうしようかという中で、今の天理市と同じ枠組みでいきたいということで向こうに行かれたと。それに引張られた形で葛城市も一部計画だけがそこへ入ってるだけでございますので、地域循環型の計画の大きな中で、普通の焼却場の仕組みであったり、リサイクルの仕組みであったり、当然ごみの循環というのは、基本的にはごみをよそへ持って行って向こうで利用するという、そういうものでなしに、そこは市の中での利用ということになりますので、計画上そういう形の一体計画になつとるということでございます。

以上でございます。

内野委員長 藤井本委員。

藤井本委員 私の記憶では、葛城市の地域計画そのものは、本来なら葛城市はこういう形でいきますよ。しかし、当時は3万5,000人か6,000人の人口であったので、葛城市の地域計画ができなかった。せやから広陵町と一緒に地帯計画をつくった。それで広陵町が天理市の方へ行ってしまう。葛城市はそれはそれでいけるわけなんですか。

内野委員長 松村部長。

松村市民生活部長 もともと聞いておりますのは、人口的なものを含めまして、本来50トン炉では交

付金の対象にもならないという形で、広陵町の人口を借りながらRDF等を助燃剤と使うことによりまして、先人の方々がこれであれば交付金がもらえるという形で計画していただいたものと聞き及んでおりますけれども、RDFを途中で提供を受けられなくなったときに本体までの影響が出るのかというのは、私も今のところは知識として持ち合わせておりませんので、また勉強させていただきたいというふうに思います。

内野委員長 藤井本委員。

藤井本委員 私らも勉強したいので、慎重にやっていただいたら結構でございます。

内野委員長 ほかに質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

内野委員長 ないようであれば、本件につきまして本日はこの程度にとどめておきたいとします。

続きまして、学校給食に関する諸事項についてを議題といたします。

本件につきましては、今回は理事者からの報告事項は特にないということでございますので、委員の皆様から何か確認事項等がございましたらお受けしたいとします。何かございませんでしょうか。

川村委員。

川村委員 学校給食の食材に関しまして、米飯のいろんなこれまでの経緯がございますけれども、その移行に当たっては、保護者に対しての食材にかかわる給食費ということがございますが、その後の学校給食運営委員会でそういった話のその進捗はどうかということと、今後の見通しについてということについてお伺いをさせていただきたいとします。

内野委員長 吉村所長。

吉村学校給食センター所長 学校給食センターの吉村でございます。よろしくお願いたします。

ただいまのご質問でございますが、給食原材料費に対する給食費のあり方でございますが、学校給食法にございます中で、給食費については、原則としては受益者負担という考え方でございますが、現状といたしましては、一般会計からの繰り入れもございます。今年10月にまた消費税の方も8%から10%にかかわるというようなことも聞き及んでおりますが、直接食材に係る消費税の上乗せというのはございませんが、それに係ってきます、例えば運搬に係る費用、あるいは包装に係る費用等々の影響によりまして物価が上昇する可能性があるというふうに思っております。そういったことも含みまして、また給食費のあり方自身につきましては、学校給食運営委員会という組織がございますので、その中でも議論を重ねていきまして、今後どのようにあるべきかという原理原則も含めました中で、最終的に検討した上で進めてまいりたいというふうに今現在考えているところでございます。

以上でございます。

内野委員長 学校給食運営委員会では、議論は出てないということですね。

吉村所長。

吉村学校給食センター所長 議論の方でございますが、今年度3回、学校給食運営委員会の方も学期ごとに開かせていただいております、その中では、まずは現状を理解していただくというのが一番大事なことであるかなということもございます、現状、一般財源からどのような

形で助成をしていただいているかという部分を、まずは委員の方に理解をしていただくということで提案しております。これから後にまた次の段階として、今後の物価等も含めた中でどうあるべきかという議論を重ねてまいりたいかなというふうに考えております。

以上でございます。

内野委員長 川村委員。

川村委員 私は、上げなさいとかそういうふうな方向で言ってるのではなくて、今回、葛城市産のお米を投入していただくことで、予想外にいろんな経費がまたかかってくるだろうと予想して、今言ってる一般財源からの繰り入れが多くなっていくのであろうなというふうに予測してるんです。それに対して、学校給食運営委員会の中でも市からそういった、本来なら学校給食法で全部本当はそれは保護者の方が賄っていただかないといけないという中で、市としてこれだけ手厚くやっていただいているということも含めて、ご議論いただいているのかということを知ったわけなんです。それに対して皆さんのご理解、これから消費税も上がっていきまじ、今、葛城市の給食費は確かに安いんです。そんなに高い方ではありませんので、それで今後どのような形になっていくかということも、その話が全く今の段階でなされなかったら、米飯を週4回にいただいている中で、米飯4回は非常におかずの方の賄いも多くなるということも私もいろいろと食育の一般質問をさせていただいてる中でも聞かせていただきました。だから、今後その方向はどんな形になるか、もちろん市長のご決断ですけれども、今現状こんな段階で、方向性としては今、一般財源で賄ってるんやということもしっかりと今、保護者の方の耳にもいれておかないといけないと私は思います。その方向性については、これからその議論がないということは非常にいけないのではないかなと思いましたので、その中で議論はあるのかということを確認させていただきましたので、なければそれで結構です。

内野委員長 阿古市長。

阿古市長 委員のご質問の中で、市長の決断ですという文言が入りましたので、これはあくまで教育委員会の方で審議していただきます。その予算づけにつきましては、市の行政の方がそれに基づいて判断していくということになります。ですから、給食費の問題は、必ず話題になってくると思います。本年10月から消費税の問題、食材は別にかわりませんが、それ以外の経費もかかりますし、それと、最終的には子どもたちにどんな給食を食べさせたいのかということやろうと思います。委員ご指摘いただきました、この1月から葛城市産の米を導入いたしました。それに対しましては年間40万円ほど余分にかかります。その40万円分については教育委員会ともお話をした上で、市の一般財源の方で持たせていただきますというお話をさせていただきました。これは、最終的には予算づけという段階では私の方にまいりますが、その前段の、どういうやり方をします、給食費はどうします、どういう給食を子どもたちに提供したいですというその思いを含めまして、相談していただくのはあくまで教育委員会、それで、具体的には学校給食運営委員会の方でしていただけるものと私は考えております。

以上でございます。

内野委員長 吉村所長。

吉村学校給食センター所長 給食運営委員会での議論の件でございますが、2回ほど、現状の説明と今後どうあるべきかという部分についてのお話の提案はさせていただいております。現状については一部理解をいただきまして、おいしい給食、安全・安心な給食を手がける上においても含みながら、ある程度の給食費の見直しというのも、そういった部分からいけばやむを得ない部分でもあるかというようなご意見を一部の方からいただいております。

また、既に原材料費につきましては先ほど申し上げましたが、牛乳の単価とかでしたら、もう既に大手牛乳メーカーが値上げとかいうようなことが出てきておまして、それにかかわらずいろんな分野で原材料費というのは、価格は上がってきそうなことで今伺っております。そういった部分も含めまして何が妥当な金額かというのも、今度4月にまた運営委員会のメンバー、PTAのメンバーの方もかわられるということもございますので、新しいメンバーになられた方にその辺も引き継いでいただきながら、今後あるべき給食費の単価の決定等にもつないでいけたらというふうに思っております。

以上でございます。

内野委員長 川村委員。

川村委員 ありがとうございます。議論していただいているということでございます。先ほど市長は私の決断ではないというふうにおっしゃいましたけども、私たち議員がこうやって予算をチェックさせていただく中で、一般財源から給食費の材料費を補助しているという形は今現在あるわけですから、もちろん多くの一般財源を投入してあげるという思いというのはありますけれども、やはりこれは、これからのいろんなことが高騰していく中でどこまで一般財源で賄っていく範囲というんですか、そういうものも私たちも審議していかないといけませんので、これからはどこにどれぐらい保護者に負担もしていただかないといけないかということについては、市長の裁量ということは当然必要になってくるかと思っておりますので、我々も一生懸命その方向については考えさせていただきたいと思っておりますので、今、僕が決断するわけに、そういうことやないというふうにおっしゃいましたけど、私はそうではないと思っております。学校給食の材料の賄い費だけの問題ではなくて、今までもパンの業者とのいろんなトラブルとかのことも含めまして、全体と考えていかないといけないというふうに思っておりますので、私の考え方としてはそのように思っておりますので、これからもいい方向に向かって我々も審議させていただきたいと思っております。

内野委員長 奥本副委員長。

奥本副委員長 関連でお話しさせていただきます。

まず、給食運営委員会の件が1つあるんですけども、過去にあった異物混入の際に、実はもともとの運営委員会のメンバーが、PTAの本部役員以外のところの充て職で派遣してきている学校が大半だったんです。なおかつ、そこで話の内容が一般保護者の方にフィードバックされないということで、ちょうど問題が起こった時点で各PTA会長は必ず出てきてくださいと、メンバーに入って、その内容を必ず各学校に持ち帰って話し合っ、さらに、次のその内容を運営委員会で話すようにという一応筋道をつけたつもりなんです。最近の内容を伺ってますと、参加するPTA会長は、やはりその辺の意識を持って来てるんですけども、

正直、問題の深いところまで行かないうちに年度がかわって、また役員がかわってしまう。またゼロからの説明に入ってしまったって、説明が終わるころにはどうしたらいいかということをお願いしても言えないと言われてます。だから、そのあたりの進め方というのは、保護者の立場からすると不十分という意見が出てます。だから、もっとどうしていったらいいかという、その辺を考えるのであれば、もう少し説明も時間もとっていただいて、意見も、具体的に話し合ってから臨んでる方もいらっしゃるんで、聞いていただけたらと。

12月のときに私、一般質問で申し上げましたように、法律からいったら、給食費というのは保護者負担が原則なんですけども、現状としては市から補助が出てます。にもかかわらず給食費の未納額が積み上がってきてるわけです。最終的に未納の問題も話し合っていないのが今年度の給食運営委員会だったと思うんですけども、どこかでその辺線引きしないと、3月になって卒業されて連絡とれなくなったら、またそれが積み上がって、その処理をどうするかと決まってない状況でどんどん来て、監査委員からも指摘されてることもありますので、そこは早めに会議の席でも相談して行ってほしいと思います。

内野委員長 答弁はいいですか。

奥本副委員長 答弁は結構です。

内野委員長 答弁はいいということ。

では、ほかにご意見は。

谷原委員。

谷原委員 これは、お願いも含めてなんですけど、1つは、米飯ということで、米を大阪から運んでくることに対して、特に議長の方から過去いろいろとご意見もあり、これから地元の米を使うことになって、本当に私としてもうれしく思います。私は、JAには一切この間出荷してないけど、これを機会にぜひ納めたいなど、子どもたちに食べてほしいと思うんでありますけれども、というのは、1つは、地産地消の目標値を持っているかということなんです。その目標値に対して、そこへ努力するための進捗等を1年かけて上げて行ってほしいという思いがあるので、どんな努力をされているのか。私としては、例えば、若い子が今イチゴを生産して、お店を出して頑張ってますよ。そういう生産者の顔の見えるおいしいイチゴ、これは誰々さんの生産者の方ですとかいう顔の見えるような何か野菜とかを提供できるような、若い農業者も含めて励ますような、そういう取り組みはぜひやってほしいんです。そういう意味では地産地消というのは、これはシンボリックなことなんですけども、農業者の意欲になるということがありますので、できたら地産地消についてどういうふうに目標とか取り組みをされようとしてるのか、これ、1つお聞きしたいんです。

それから、2番目は、給食費の件が今出ております。消費税等のことがあって、値上げということがあろうかと思うんですが、この間議論になってたのは、給食費を納入しない方がいると。つまり、納入しない方がかなりおられて、それに対する回収率の問題なんです。値上げをするときには必ずこういう問題が非常に起こってきますので、例えば、それが本当に経済的に納入困難であるんだったら、何らかの減免措置でそれを免除するという方法もあるわけですから、またそういうのを新たにつくるところもあると思いますけれども、そうでな

い、給食というのは学校で与えられるものやということで、頑強に払わないような方に対する何らかの取り組みとか強化していただかないと、値上げそのものもなかなか納得していただけないようなことになるので、それについてのお考えをお聞かせ願いたいと思います。

3番目は、これは僕は何かよくわからないですから、給食は今、公立の保育所の分も提供してるんですか。幼稚園だけですね。そしたらもう結構です。

その2点だけお伺いします。

内野委員長 吉村所長。

吉村学校給食センター所長 給食センターの吉村です。よろしくお願ひいたします。

ただいまの谷原委員からのご質問でございますが、まず1点目の、地産地消でございますが、これにつきましては、先ほどお話がありましたお米については、全て葛城市産ということで、この1月から変更させていただいているところでございます。そのほか、米の次には野菜等々の部分に移ってまいりたいというふうに考えは持っておりますが、思っているように供給していただけるような仕組みがなかなかまだできていないのが現状で、そこが一番つらいところでございます。そういった部分を解消するのに、まずは、例えば道の駅の方の協力を得て、そこへ地元産の野菜をつなげていくような、そういうつながりを持つとか、あるいは一生懸命やっていたら地元の農家さんの協力をもっともっとつないでいくとかいう部分を考えていけたらどうかということで、今現在、地元農家さんと道の駅の方とは話はさせていただいている現状でございます。ただ、なかなか現実的に栽培の計画等々の関係もございまして、それが計画どおりにできるかどうかという部分もある中で、そこへつないでいくところにまだ工面しているところでございます。

目標数値につきましては、今よりも高くという部分を望んでおりますが、具体的な数字につきましてはまだ見通しがつきませんので、ご容赦賜りたいかなと思います。

それから、未納の給食費につきましてでございますが、これは、給食運営委員会の方におきまして若干のご説明のみで終わってるところでございますが、担当しておりますセンターといたしましても、これについては何らかの形で解消していくことが必要であるという認識は十分持っております。そういった中から、現在、各学校と連携して、今までは全て学校任せというようなやり方をとっておったわけなんですけども、もっと足を踏み込んで、センターの方も一緒になって、場合によっては各世帯に訪問し、事情を聞くなりして、何らかの形で徴収率を高めていけたらというようなことで、今現在動いておるところでございます。

以上でございます。

内野委員長 谷原委員。

谷原委員 地産地消についてはなかなか難しいことがあるけれども、地元農家さんとか、あるいは道の駅とも協力しながら今後考えていきたいということで、数値はまだ見通しが立っていないということでございました。例えば、里芋なんかはどっさり出る時期があります。ただ、集荷と配送というところが結局一番困難なんだろうと思うんです。だから、何らかの形でうまくその仕組みがつくれれば、比較的地産地消というのはワンポイントだけでも結構いけるのかなと思うんですけど、仕組みの方をぜひお願いしたいと思います。

それから、2番目は、給食費の件ですけれども、私は、この原因についてもしっかりと調査をしていただいて、訪問しても、余り強制的、機械的になっていくのは教育的にも好ましくないとしますので、まずはどういう原因で払われておられないのか分析した上で、経済的に困難なところについてはそれなりの措置をしながらいろいろと、まずは原因の方もしっかりつかんでいただいて、丁寧に対応していただくことをお願いしたいと思います。

内野委員長 ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

内野委員長 ないようであれば、本件につきましても本日はこの程度にとどめたいと思います。

それでは、次に、磐城小学校附属幼稚園周辺一帯整備についてを議題といたします。

本件につきまして、理事者より報告願います。

巽保健福祉部長。

巽 保健福祉部長 保健福祉部の巽でございます。

それでは、まずは私の方から、磐城小学校区の学童保育所の建設の進捗状況についてご報告申し上げます。

こちらの学童保育所につきましては、実は、昨日、建物また外構ともに完了しております。同日に建築確認関係、そして、また消防設備関係の検査も受けさせていただいております。あと、ただ、最後の竣工検査というものを明日予定しております、それで無事通れば業者から引き渡しという形になってこようかなと思います。その後、当然引っ越し作業とかが伴いますが、現時点でも学童保育というのはやっておりますので、その辺うまくスムーズに新年度に向けて運用できるような形でいろいろ対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

内野委員長 岸本部長。

岸本教育部長 教育部長の岸本でございます。

私の方からは、磐城小学校附属幼稚園の改築工事の方についてご説明申し上げます。お手元に配付しておりますA3のホッチキスどめのものと、それから一枚物のものがございます。ホッチキスどめのものから説明させていただきます。こちらにつきましては、今まで提出させていただいておりますものから学童の部分、工程表ですけども、除かせていただいて、幼稚園の部分だけという形でつくらせていただきました。内容につきましては、今まで出させていただいた状況と変わってはおりません。今月中に申請書類等の方終わりまして、年度が変わりましたら業者選定そして入札、仮契約を終えまして、6月議会の方でまた本契約のお願いをしたいというふうに考えております。その後、第1期工事に入りまして、平成32年と2カ年に分けて進ませていただくという予定でございます。

次のものがございますが、これにつきましては配置図ということで、これと、それから次の平面図、立面図と今まで出させていただいたものと大きく変わっているところはございません。

それと、もう1枚、A3の一枚物でございますが、こちらにつきましては、学校を含め、全体的な建物の位置関係を示したものでございまして、以前、部分的でわかりにくいという

ことをございましたので、全体的な形で出させていただきます。

以上でございます。

内野委員長 それでは、ただいまご報告いただきましたこのことについて何か質問等ございませんでしょうか。

西川委員。

西川委員 この幼稚園の、もともと計画してたときの建築予算と、今の建築費の予算と比較して前の計画より、どういうふうに、安くなっているのか教えてください。

それと、6月内示で補助金はもう確定しているのか。それを聞かせてください。それから、この工程表、普通は開発許可がおりてから確認申請やと思うんですけど、開発許可がおりると同時に確認がおりるといのは、どういうことなかなというふうに思います。

3つ、とりあえず。

内野委員長 吉井課長。

吉井教育総務課長 教育総務課の吉井でございます。よろしくお願いいたします。

まず1点目の、建築費の件でございますが、こちらの方、最終的な積算に及んでおりまして、今のところですが、前回の計画よりも金額としましては約4,400万円近く、これ、税抜きになりますが、上昇になることと見込んでおります。

そして、2番目のご質問でございます。補助金の確保についてはどうかということですが、こちらの方につきましては、平成31年度の補助金を昨年から国の方に要望しておりまして、こちらの方は内定を待っている状況ということでございます。

最後の、開発申請と確認申請同時に矢印の方を書いておりますが、議員お話しのとおり、並行して進めてはいるんですけども、実際のところは、開発許可がおりて、建築確認の方を進めておりという形になりますので、3月末までには完了するという計画で進めてまいっております。

以上でございます。

内野委員長 西川委員。

西川委員 4,400万円程度が高くなる、それはそれで聞いとくけども、それは後でわかる話ですが。私が聞いているのは、前の計画より1億円以上高くなると、こういうふうに聞いてます。

それと、前に示してもうたんかどうかわかりませんが、1期、2期と、こういうふうに工事をしていくときに、児童は、移動してもらって、なおかつ、工事期間中は、危ないから防護して仮設の工事用の事務所を建てるとなると、園児はどこで遊ぶのですか。小学校の敷地へ連れていくんですか。そのところがどういう計画で、そこはどうされてるんですか。

そして、磐城小学校の運動場そのものが狭くなってるけれども、今小学校がやっておられるいろいろな活動に支障を来さないんですか。これ、敷地面積を増やして建築設計の条件を変更して2階建てから平屋にされておりますが、磐城小学校の運動場の縮小に伴うて、何か小学校の行事に一切支障を来さないというんですか。危なくないようにどういうふうに園児を遊ばすのですか。仮設計画が全然出てませんので、そこらを教えてください。

それと、もう一つ、今、補助金は待ってる状態です。何か変な言い方やけど、待ってたらおりるんかと。見通しは、いつごろと思うてんのか。こんで3つやな。

内野委員長 副市長。

松山副市長 副市長の松山でございます。

教育委員会所管の内容でございますので、詳細、各論につきましては後ほど担当部局がご答弁申し上げます。

国庫の話でございますが、こちらにつきましては、これ、継続審査の案件でもあるということの中で、予算の付託審査とは違うステージということで多少述べさせていただきたいと存じますが、もともと事業の年度につきましては、全体の工程、お示しをしたとおりでございますので、平成31年度と平成32年度の2カ年で、実際現場ではそういった事業の工程でやるのであろうということで計画はしておりました。ただし、補助金の申請につきましては、場合によっては前倒しで内示をいただいても結構ですよというふうな形の、これは、文部科学省の方の交付金の一連の手続の中で、当該年度の交付申請、交付決定だけではなくて、複数年度の後年度の建築計画も、計画を踏まえた上で、場合によったら国の予算配分の中で多少前倒しして、前年度の予算で補正予算等でやった方が財政措置等についても優遇もできるよといったことも含めて、国は国の予算執行の、ある意味調整といえますか、ご都合の中でやられる部分もございまして、そういった意味では、これは、現時点では詳細には申し上げられないのでございますが、計画としては平成31年度という計画はしてございましたが、補助の交付につきましては、これは後ほどのご説明にはなりますが、今、別の局面を迎えております。そのあたりが、担当課長が明確に申し述べできなかった部分がございます。

補助のメニュー自体は、既存の建物を建替える改築のメニュー、それから、トータルとして少し面積がふえます部分についての新增築のメニューで、都合3種類の補助金のメニューがございまして、そのうちの改築部分に相当する補助金につきましては、場合によったら、当方、一旦は平成31年度の予定、つもりはしておったんではございますが、前倒しになってくる可能性もございます。その場合には、これ、当初と前倒しで補正となりましたときには、1つだけ大きく違うところがございまして、結果的には財政措置的には有利になるんですけども、要は、その補助裏の部分につきましては起債の充当率でありますとか、交付税の措置率とかというのは、これは、補正となりましたら変わってきます。100%の充当率になりますし、後年度の交付税の算入値は50%ということで、財政措置的には有利になってまいります。ただ、そういったことも含めて、これは、あくまで市の計画といたしましては、平成31年度、平成32年度ということではございましたが、補助金の申請上は、予定は平成31年度ではございますが、実際の現場の実施も平成31年度ではございますが、国庫の方が、もし、有利な形で前倒しをしていただければ、それでも結構ですよという形の計画は出してありまして、可能性といたしますと、まだ年度が完了しておりませんので、そういったことになる可能性もございますので、そういったことで現時点では、本日のところのご説明としてはご理解を賜りたいと思います。

そのほかの説明につきましては担当部局の方からさせていただきます。

内野委員長 吉井課長。

吉井教育総務課長 教育総務課の吉井でございます。よろしくお願いたします。

2点のご質問についてお答えさせていただきます。

子どもさんがどこで建設工事中に遊ぶのかということのご質問でございますが、委員おっしゃってられますように、安全のためにももちろん仮囲いをつくっていきます。そうなりますと、現在の1期工事のときもそうなんです、園舎を残しながら、あいた園庭から建ててまいりますので、現在の園庭が若干ふさがりような形になりますので、現在の南園舎がございます。そちらの南側に、小学校の協力を得まして、園庭と同等の遊び場というものを確保させていただきたいと思っております。それに伴いまして、もちろん、工事に伴います資材置き場等が必要になってまいります、そちらの方につきましても、できるだけ小学校の運動場を借りることになる部分もありますが、影響が出ない形で計画させていただいております。

それと、2点目ですが、こちらの方も小学校の運動場に敷地が広がることによって影響がないかということですが、小学校の運動場を使う一番大きな行事が運動会になると思っております。こちらの方につきましても、現場を確認いたしまして、現在ある運動場のトラックの大きさ、コース、それと、運動会の場合は保護者の方が大勢観覧に見えます。そちらの方の応援席がちゃんと確保できるかということにつきましても確認いたしまして、支障のないような形で今は確認しております。

以上でございます。

内野委員長 西川委員。

西川委員 補助金の方については見通しを立ててはるみたいで、副市長がそうおっしゃるんやから間違いないですやろう。ただ、結局は、幼稚園の敷地だけでは完結できないので、小学校の運動場を借りて全部、遊び場も小学校の方へ持っていくということですね。そうせざるを得んと思っておりますよ。設計の条件については、こういう条件をいろいろと変えたらどんなことでもできるわけやから、もともとの計画から何ぼでも変えられるので、ええように変えるのやったらそれでええけれども、小学校の運動場の使用には、支障がないということを打ち合わせして、支障がないと言うのやったらそれでええけれども、運動場が狭くなって、それで詰め込もう思うたら何ぼでも詰め込めるわけで、あと、クラブ活動やいろんなことでやっぱり支障があるというふうなことが今後出てきたら、小学校そのものの運動場の使い方に保護者から不満が出てこないという自信のもとで、運動場を狭くしたはるねんから、そこら辺は今後の判断がそれでよかったんかどうかというのは今後出てくると思っております。

そして、もう一つ、これから、いろいろと説明をいただきましたけれども、今、仮設の計画、子どもの動線、遊び場、それら辺の、工事中の仮設計画を立てた図面を、説明のためによろしいんでお示しをいただきたいと思います、よろしいですか。

内野委員長 吉井課長。

吉井教育総務課長 今、委員の方からおっしゃっていただきました仮設計画、それと子どもの動線につきましても、また示させていただきますと思っております。

内野委員長 それでは、ほかに質問等ございませんでしょうか。

(「なし」の声あり)

内野委員長 ないようであれば、本件につきまして本日はこの程度にとどめたいと思います。
最後にお諮りをいたします。

ごみの減量化に関する諸事項、学校給食に関する諸事項について及び磐城小学校附属幼稚園周辺一体整備については、この事業の進捗等に伴い、随時委員会を開催し、審査を必要とすることから、議長に対しそれぞれ閉会中の継続審査の申し出をしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

内野委員長 ご異議なしと認めます。よって、これら3つの調査事項につきましては、議長に対し、それぞれ閉会中の継続審査の申し出をいたします。

以上で本日の審査事項は全て終了いたします。

ここで委員外議員から発言の申し出があれば許可をいたします。

増田議員。

(増田議員の発言あり)

内野委員長 それでは、委員外議員の発言を終結いたします。

皆様には長時間にわたって慎重審議賜り、本当にありがとうございました。また、季節の変わり目でもございますので、どうか体調管理には気をつけていただきまして、議会活動等、今後努めてまいりたいと思います。

本日は本当にありがとうございました。

これをもって厚生文教常任委員会を閉会いたします。

閉 会 午後4時30分

委員会条例第28条の規定によりここに署名する。

厚生文教常任委員会委員長 内野 悦子

厚生文教常任委員会副委員長 奥本 佳史